

# 土木工事施工管理基準及び規格値

平成21年4月

香川県土木部

## 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書〔H21. 4〕、第1編1-1-29「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

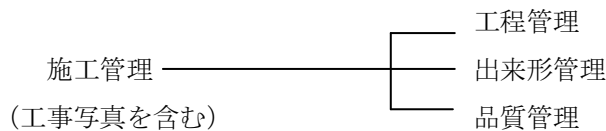
### 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この管理基準は、香川県土木部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、工事監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

### 5. 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

#### (2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

### (3) 品質管理

1. 請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など)を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

#### (イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの(施工面積が1,000m<sup>2</sup>以下のもの)

#### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの(同一配合の合材が100t未満のもの)

2. 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁(高さ2.5mを超えるもの)については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

### 6. 規 格 値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測(試験・検査・計測)値は、すべて規格値を満足しなければならない。

### 7. そ の 他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 土工</b>					
第3節 河川土工・海岸土工・砂防 土工	2-3-2 掘削工			2	
	2-3-3 盛土工			〃	
	2-3-4 盛土補強工	補強土（テールアル メ）壁工法			〃
		多数アンカー式補強 土工法			〃
		ジオテキスタイルを 用いた補強土工法			〃
	2-3-5 法面整形工	盛土部			4
2-3-6 堤防天端工				〃	
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工			〃	
	2-4-3 路体盛土工			6	
	2-4-4 路床盛土工			〃	
	2-4-5 法面整形工	盛土部		〃	
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>					
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 一般施工</b>					
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		8	
		軽量鋼矢板		〃	
		コンクリート矢板		〃	
		広幅鋼矢板		〃	
		可とう鋼矢板		〃	
	2-3-5 法枠工	現場打法枠工			〃
		現場吹付法枠工			〃
		プレキャスト法枠工			〃
	2-3-6 吹付工	コンクリート			〃
		モルタル			〃
	2-3-7 植生工	種子散布工			10
		張芝工			〃
		筋芝工			〃
		市松芝工			〃
		植生シート工			〃
		植生マット工			〃
		植生筋工			〃
		人工張芝工			〃
		植生穴工			〃
		植生基材吹付工			〃
		客土吹付工			〃
		2-3-8 縁石工	縁石・アスカーブ		
	2-3-9 小型標識工				〃
2-3-10 防止柵工	立入防止柵			12	
	転落（横断）防止柵			〃	
	車止めポスト			〃	
2-3-11 路側防護柵工	ガードレール			〃	
	ガードケーブル			〃	
2-3-12 区画線工				14	
2-3-13 道路付属物工	視線誘導標			〃	
	距離標			〃	
2-3-14 桁製作工	仮組立による検査を 実施する場合			16	
	シミュレーション仮 組立検査を行う場合			〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-14桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		20
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		22
	2-3-15工場塗装工			〃
		2-3-16コンクリート面塗装工		24
第4節 基礎工	2-4-1一般事項	切込砂利		〃
		碎石基礎工		〃
		割ぐり石基礎工		〃
		均しコンクリート		〃
	2-4-3基礎工（護岸）	現場打		〃
		プレキャスト		26
	2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		〃
		鋼管杭		〃
		H鋼杭		〃
	2-4-5場所打杭工		〃	
	2-4-6深礎工		〃	
2-4-7オープンケーソン基礎工		28		
2-4-8ニューマチックケーソン基礎工		〃		
2-4-9鋼管矢板基礎工		〃		
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		30
		コンクリートブロック張り		〃
		連節ブロック張り		〃
		天端保護ブロック		〃
	2-5-4緑化ブロック工		32	
2-5-5石積（張）工		〃		
第6節 一般舗装工	2-6-5アスファルト舗装工	下層路盤工		34
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		36
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		38
		表層工		〃
		2-6-6コンクリート舗装工	下層路盤工	
	粒度調整路盤工			〃
	セメント（石灰・瀝青）安定処理工			42
	アスファルト中間層			〃
	コンクリート舗装版工			44
	転圧コンクリート版工（下層路盤工）			〃
	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）			〃
	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		46	
転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		〃		
転圧コンクリート版工		〃		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-7 薄層カラー舗装工	下層路盤工		48
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		50
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
	2-6-8 ブロック舗装工	下層路盤工		52
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		54
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
第7節 地盤改良工	2-7-2 路床安定処理工			56
	2-7-3 置換工			〃
	2-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第3編2-7-6 サンドマット工	58
		サンドマット海上		〃
	2-7-5 パイルネット工			〃
	2-7-6 サンドマット工			〃
	2-7-7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		60
		ペーパードレーン工		〃
		袋詰式サンドドレーン工		〃
	2-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		〃
2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		〃	
	高圧噴射攪拌工		〃	
	スラリー攪拌工		〃	
	生石灰パイル工		〃	
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		62
		鋼矢板		〃
		アンカー工		〃
		連節ブロック張り工		〃
		締切盛土		〃
		中詰盛土		64
	2-10-9 地中連続壁工（壁式）			〃
2-10-10 地中連続壁工（柱列式）			〃	
2-10-22 法面吹付工			〃	
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第3章 共通施工				
第1節 共通関係	3-1-1 現場塗装工			66
	3-1-2 場所打擁壁工			68
	3-1-3 プレキャスト擁壁工			〃
	3-1-4 井桁ブロック工			70
	3-1-5 アンカー工			〃
	3-1-6 側溝工	プレキャストU型側溝		72
		L型側溝		〃

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1節 共通関係	3-1-6 側溝工	自由勾配側溝		72
		管渠		〃
	3-1-7 場所打水路工			〃
	3-1-8 集水榭工			〃
	3-1-9 暗渠工			〃
	3-1-10 刃口金物製作工			74
	3-1-11 階段工			〃
第2節 河川関係	3-2-1 巨石張り、巨石積み			〃
				76
	3-2-2 かごマット			〃
	3-2-3 じゃかご			〃
	3-2-4 ふとんかご、かご枠			〃
	3-2-5 根固めブロック			78
	3-2-6 沈床工			〃
	3-2-7 捨石工			〃
第3節 海岸関係	3-3-1 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		80
		グラブ船		〃
第4節 道路関係	3-4-1 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		〃
		プレキャストパイプ工		〃
	3-4-2 落石防護柵工			〃
	3-4-3 検査路製作工			82
	3-4-4 鋼製伸縮継手製作工			〃
	3-4-5 落橋防止装置製作工			〃
	3-4-6 鋼製排水管製作工			〃
	3-4-7 プレベーム用桁製作工			84
	3-4-8 橋梁用防護柵製作工			〃
				86
	3-4-9 铸造費	金属支承工		88
		大型ゴム支承工		〃
	3-4-10 アンカーフレーム製作工			90
	3-4-11 仮設材製作工			〃
	3-4-12 床版・横組工			〃
	3-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		〃
		鋼製フィンガージョイント		92
	3-4-14 地覆工			〃
3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			〃	
3-4-16 検査路工			〃	
3-4-17 支承工	鋼製支承		94	
	ゴム支承		〃	
3-4-18 架設工（鋼橋）	クレーン架設		96	
	ケーブルクレーン架設		〃	
	ケーブルエレクション架設		〃	
	架設桁架設		〃	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 道路関係	3-4-18架設工（鋼橋）	送出し架設		96
		トラベラークレーン架設		〃
	3-4-19プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		98
		スラブ桁		〃
	3-4-20ポストテンション桁製作工			〃
	3-4-21プレキャストセグメント製作工（購入工）			100
	3-4-22プレキャストセグメント主桁組立工			〃
	3-4-23PCホロースラブ製作工			〃
	3-4-24PC箱桁製作工			102
	3-4-25PC押出し箱桁製作工			〃
	3-4-26架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		〃
		架設工（架設桁架設）		〃
		架設工支保工（固定）		〃
		架設工支保工（移動）		〃
		架設桁架設（片持架設）		〃
		架設桁架設（押出し架設）		〃
	3-4-27半たわみ性舗装工	下層路盤工		104
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		106
		加熱アスファルト安定処理工		〃
		基層工		〃
		表層工		〃
	3-4-28排水性舗装工	下層路盤工		108
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		〃
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		〃
		加熱アスファルト安定処理工		110
		基層工		〃
		表層工		〃
	3-4-29グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		112
		基層工		〃
		表層工		〃
	3-4-30透水性舗装工	路盤工		114
		表層工		〃
	3-4-31路面切削工			116
3-4-32舗装打換え工			〃	
3-4-33オーバーレイ工			〃	
3-4-34落橋防止装置工			〃	



【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>					
第3節 護岸基礎工	1-3-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	24	
	1-3-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第4節 矢板護岸工	1-4-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	24	
	1-4-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第5節 法覆護岸工	1-5-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	1-5-4 護岸付属物工		第3編3-2-8 護岸付属物工	78	
	1-5-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	32	
	1-5-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	1-5-7 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	32	
	1-5-8 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	8	
	1-5-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	74
		巨石積み		第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	〃
		かごマット		第3編3-2-2 かごマット	76
	1-5-10 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	8	
	1-5-11 植生工		第3編2-3-7 植生工	10	
	1-5-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4	
	1-5-13 羽口工	じゃかご		第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご		第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
かご枠			第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃	
連節ブロック張り			第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	30	
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68	
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃	
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	78	
	1-7-5 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	〃	
	1-7-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	〃	
	1-7-7 かご工	じゃかご		第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご		第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	78	
	1-8-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	〃	
	1-8-5 かご工	じゃかご		第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご		第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
	1-8-8 杭出し水制工			118	
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	12	
	1-9-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	34	
	1-9-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	40	
	1-9-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	48	
	1-9-8 ブロック舗装工		第3編2-6-8 ブロック舗装工	52	
	1-9-9 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	72	
	1-9-10 集水柵工		第3編3-1-8 集水柵工	〃	
	1-9-11 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	10	
	1-9-12 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	14	

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第3編2-3-13道路付属物工	14	
	1-10-4 標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10	
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			118	
	1-11-4 ハンドホール工			〃	
<b>第2章 浚渫（川）</b>					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	2-2-2 浚渫船運転工 （民船・官船）		第3編3-3-1 浚渫船運転工	80	
第3節 浚渫工（グラブ船）	2-3-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1-2 浚渫船運転工	〃	
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	2-4-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1-2 浚渫船運転工	〃	
<b>第3章 樋門・樋管</b>					
第3節 樋門・樋管本體工	3-3-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	3-3-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	3-3-6 函渠工	本體工			120
		ヒューム管			〃
		PC管			〃
		コルゲートパイプ			〃
		ダクタイル鋳鉄管			〃
		PC函渠	第3編3-4-1 プレキャストカルバート工		80
3-3-7 翼壁工			122		
3-3-8 水叩工			〃		
第4節 護床工	3-4-3 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック工	78	
	3-4-5 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	〃	
	3-4-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	〃	
	3-4-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	76	
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃	
第5節 水路工	3-5-3 側溝工		第3編3-1-7 場所打水路工	72	
	3-5-4 集水榭工		第3編3-1-8 集水榭工	〃	
	3-5-5 暗渠工		第3編3-1-9 暗渠工	〃	
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	80	
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	12	
	3-6-7 階段工		第3編3-1-11 階段工	74	
<b>第4章 水門</b>					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-3-14 桁製作工	16	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	82	
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	〃	
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6 鋼製排水管製作工	〃	
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	84	
	4-3-8 鋳造費		第3編3-4-9 鋳造費	86	
	4-3-9 仮設材製作工		第3編3-4-11 仮設材製作工	90	
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	22	
第4節 水門本體工	4-4-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	4-4-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	26	
	4-4-6 矢板工（遮水矢板）		第3編2-3-4 矢板工（遮水矢板）	8	

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 水門本体工	4-4-7床版工			1122
	4-4-8堰柱工			〃
	4-4-9門柱工			〃
	4-4-10ゲート操作台工			〃
	4-4-11胸壁工			〃
	4-4-12翼壁工		第6編3-3-7翼壁工	〃
	4-4-13水叩工		第6編3-3-8水叩工	〃
第5節 護床工	4-5-3根固めブロック工		第3編3-2-5根固めブロック	78
	4-5-5沈床工		第3編3-2-6沈床工	〃
	4-5-6捨石工		第3編3-2-7捨石工	〃
	4-5-7かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3じゃかご 第3編3-2-4ふとんかご、かご枠	76 〃
第6節 付属物設置工	4-6-2防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	12
	4-6-8階段工		第3編3-1-11階段工	74
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4架設工(クレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	96
	4-7-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	〃
	4-7-6架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	〃
	4-7-7架設工(架設桁架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	〃
	4-7-8架設工(送出し架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	〃
	4-7-9架設工(トラベラークレーン架設)		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	〃
	4-7-10支承工		第3編3-4-17支承工	94
第8節 橋梁現場塗装工	4-8-2現場塗装工		第3編3-1-1現場塗装工	66
第9節 床版工	4-9-2床版工		第3編3-4-12床版・横組工	90
第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-10-2伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	〃
	4-10-4地覆工		第3編3-4-14地覆工	92
	4-10-5橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-10-6橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-10-7検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃
第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-12-2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編3-4-19プレテンション桁製作工(購入工)	98
	4-12-3ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20ポストテンション桁製作工	〃
	4-12-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-4-21プレキャストセグメント製作工(購入工)	100
	4-12-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	4-12-6支承工		第3編3-4-17支承工	94
	4-12-7架設工(クレーン架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	4-12-8架設工(架設桁架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	〃
	4-12-9床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	90
	4-12-10落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
	第13節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-13-1架設支保工(固定)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)
4-13-2支承工			第3編3-4-17支承工	94
4-13-4落橋防止装置工			第3編3-4-34落橋防止装置工	116
4-13-5PCホロースラブ製作工			第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	100

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-14-2 伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	92
	4-14-4 地覆工		第3編3-4-14地覆工	〃
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-14-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-14-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5アスファルト舗装工	34
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第3編3-4-27半たわみ性舗装工	104
	4-16-7 排水性舗装工		第3編3-4-28排水性舗装工	108
	4-16-8 透水性舗装工		第3編3-4-30透水性舗装工	114
	4-16-9 グースアスファルト舗装工		第3編3-4-29グースアスファルト舗装工	112
	4-16-10コンクリート舗装工		第3編2-6-6コンクリート舗装工	40
	4-16-11薄層カラー舗装工		第3編2-5-7薄層カラー舗装工	48
	4-16-12ブロック舗装工		第3編2-6-8ブロック舗装工	52
<b>第5章 堰</b>				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編3-1-10刃口金物製作工	74
	5-3-4 桁製作工		第3編2-3-14桁製作工	16
	5-3-5 検査路製作工		第3編3-4-3検査路製作工	82
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4鋼製伸縮継手製作工	〃
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5落橋防止装置製作工	〃
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6鋼製排水管製作工	〃
	5-3-9 プレビーム用桁製作工		第3編3-4-7プレビーム用桁製作工	84
	5-3-10橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8橋梁用防護柵製作工	〃
	5-3-11 鋳造費		第3編3-4-9鋳造費	86
	5-3-12アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10アンカーフレーム製作工	90
	5-3-13仮設材製作工		第3編3-4-11仮設材製作工	〃
	5-3-14工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	22
	第4節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工
5-4-4 場所打杭工			第3編2-4-5場所打杭工	〃
5-4-5 オープンケーソン基礎工			第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	28
5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工			第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	〃
5-4-7 矢板工			第3編2-3-4矢板工	8
5-4-8 床版工			第6編4-4-7床版工	122
5-4-9 堰柱工			第6編4-4-8堰柱工	〃
5-4-10門柱工			第6編4-4-9門柱工	〃
5-4-11ゲート操作台工			第6編4-4-10ゲート操作台工	〃
5-4-12水叩工			第6編3-3-8水叩工	〃
5-4-13閘門工				〃
5-4-14土砂吐工				〃
5-4-15取付擁壁工			第3編3-1-2場所打擁壁工	68
第5節 固定堰本体工	5-5-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	26
	5-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	〃
	5-5-5 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	28

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 固定堰本体工	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	28
	5-5-7 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
	5-5-8 堰本体工			122
	5-5-9 水叩工			〃
	5-5-10 土砂吐工			〃
	5-5-11 取付擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
第6節 魚道工	5-6-3 魚道本体工			124
第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			〃
第8節 鋼管理橋上部工	5-8-4 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	96
	5-8-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	5-8-6 架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	5-8-7 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	5-8-8 架設工（送出し架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	5-8-9 架設工（トラベラークレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	5-8-10 支承工		第3編3-4-17 支承工	94
第9節 橋梁現場塗装工	5-9-2 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
第10節 床版工	5-10-2 床版工		第3編3-4-12 床版・横組工	90
第11節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	5-11-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工	〃
	5-11-4 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	92
	5-11-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	5-11-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	5-11-7 検査路工		第3編3-4-16 検査路工	〃
第13節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	5-13-2 プレテンション桁製作工（購入工）		第3編3-4-19 プレテンション桁製作工（購入工）	98
	5-13-3 ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20 ポストテンション桁製作工	〃
	5-13-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編3-4-21 プレキャストセグメント製作工（購入工）	100
	5-13-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	5-13-6 支承工		第3編3-4-17 支承工	94
	5-13-7 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	102
	5-13-8 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）	〃
	5-13-9 床版・横組工		第3編3-4-12 床版・横組工	90
	5-13-10 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	116
	第14節 コンクリート管理橋上部工（PC橋ホロースラブ橋）	5-14-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）
5-14-3 支承工			第3編3-4-17 支承工	94
5-14-4 落橋防止装置工			第3編3-4-34 落橋防止装置工	116
5-14-5 PCホロースラブ製作工			第3編3-4-23 PCホロースラブ製作工	100
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）		5-15-2 架設支保工（固定）		第3編3-4-26 架設工（コンクリート橋）
	5-15-3 支承工		第3編3-4-17 支承工	94
	5-15-4 PC箱桁製作工		第3編3-4-24 PC箱桁製作工	102
	5-15-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34 落橋防止装置工	116
	第16節 橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	5-16-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工
5-16-4 地覆工			第3編3-4-14 地覆工	92

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-16-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	92	
	5-16-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃	
	5-16-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃	
第18節 付属物設置工	5-18-2 防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	12	
	5-18-7 階段工		第3編3-1-11階段工	74	
<b>第6章 排水機場</b>					
第3節 機場本体工	6-3-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	6-3-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	6-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	6-3-6 本体工			126	
	6-3-7 燃料貯油槽工			〃	
第4節 沈砂池工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	6-4-6 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68	
	6-4-7 コンクリート床版工			126	
	6-4-8 ブロック床版工		第3編3-2-5 根固めブロック	78	
6-4-9 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	72		
第5節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	6-5-6 本体工		第6編6-3-6 本体工	126	
<b>第7章 床止め・床固め</b>					
第3節 床止め工	7-3-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	7-3-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	7-3-6 本体工	床固め本体工			128
		植石張り		第3編2-5-5 石積(張)工	32
		根固めブロック		第3編3-2-5 根固めブロック	78
	7-3-7 取付擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68	
	7-3-8 水叩工				128
		巨石張り		第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	74
		根固めブロック		第3編3-2-5 根固めブロック	78
	第4節 床固め工	7-4-4 本堤工		第6編7-3-6-1 本体工	128
7-4-5 垂直壁工			第6編7-3-6-1 本体工	〃	
7-4-6 側壁工				〃	
7-4-7 水叩工			第6編7-3-8 水叩工	〃	
第5節 山留擁壁工	7-5-3 コンクリート擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68	
	7-5-4 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	7-5-5 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	32	
	7-5-6 山留擁壁基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	24	
<b>第8章 河川維持</b>					
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編2-3-6 堤防天端工	4	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	40	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	〃	

【第5編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第3編2-3-11路側防護柵工	12
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第3編2-3-10防止柵工	〃
	8-9-5 付属物設置工		第3編2-3-13道路付属物工	14
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第6編1-11-3 配管工	118
	8-10-4 ハンドホール工		第6編1-11-4 ハンドホール工	〃
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第3編2-3-7 植生工	10
<b>第9章 河川修繕</b>				
第3節 腹付工	9-3-2 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4
	9-3-3 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	じゃかご工	第3編3-2-3 じゃかご	76
		連節ブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	〃
第4節 側帯工	9-4-2 縁切工	石張工	第3編2-5-5 石積(張)工	32
	9-4-3 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
第5節 堤脚保護工	9-5-3 石積工		第3編2-5-5 石積(張)工	32
	9-5-4 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30
第6節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第3編2-3-10防止柵工	12
	9-6-4 路面切削工		第3編3-4-31路面切削工	116
	9-6-5 舗装打換え工		第3編3-4-32舗装打換え工	〃
	9-6-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33オーバーレイ工	〃
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編3-1-6 側溝工	72
		集水樹工	第3編3-1-8 集水樹工	〃
9-6-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-8 縁石工	10	
第7節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
	9-7-4 コンクリート面塗装工		第3編2-3-16コンクリート面塗装工	24

【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 堤防・護岸</b>				
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	78
	1-3-5 場所打コンクリート工			130
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			〃
	1-3-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	24
	1-3-8 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	〃
	1-3-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第4節 護岸工	1-4-3 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	32
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			130
	1-4-5 コンクリート被覆工			132
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			132
第7節 波返工	1-7-3 波返工			〃
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	32
	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30
	1-8-4 コンクリート被覆工		第7編1-4-5 コンクリート被覆工	132
	1-8-5 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	8
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	80
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	72
	1-10-4 集水柵工		第3編3-1-8 集水柵工	〃
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	〃
		プレキャストボックス	第3編3-1-9 暗渠工	〃
		コルゲートパイプ	第3編3-1-9 暗渠工	〃
	1-10-5 管渠工	タグタイル鉄管	第3編3-1-9 暗渠工	〃
1-10-6 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	〃	
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	12
	1-11-6 階段工		第3編3-1-11 階段工	74
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	12
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	34
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	40
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	48
	1-12-8 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	72
	1-12-9 集水柵工		第3編3-1-8 集水柵工	〃
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	10
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	14
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	〃
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10
<b>第2章 突堤・人工岬</b>				
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工			134
	2-3-5 吸出し防止工			〃
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工			〃
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			136
	2-4-6 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26



【第6編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 突堤本体工	2-4-7 詰杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	2-4-8 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	2-4-9 石枠工			136	
	2-4-10 場所打コンクリート工			〃	
	2-4-11 ケーソン工	ケーソン工製作			138
		ケーソン工据付			〃
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			〃
	2-4-12 セルラー工	セルラー工製作			140
		セルラー工据付			〃
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			〃
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工			〃	
	2-5-3 根固めブロック工			142	
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		第7編2-5-2 捨石工	140	
	2-6-3 消波ブロック工			142	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			142	
	3-3-4 吸出し防止工		第7編2-3-5 吸出し防止工	134	
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第7編2-3-4 捨石工	〃	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編2-4-5 海岸コンクリートブロック工	136	
	3-4-4 ケーソン工		第7編2-4-11 ケーソン工	138	
	3-4-5 セルラー工		第7編2-4-12 セルラー工	140	
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編2-4-10 場所打ちコンクリート工	136	
第4章 浚渫（海）					
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	4-2-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1 浚渫船運転工	80	
第3節 浚渫工（グラブ船）	4-3-2 浚渫船運転工		第3編3-3-1 浚渫船運転工	〃	
第5章 養浜					
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック工		第7編2-5-3 根固めブロック工	142	

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 砂防堰堤</b>				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編2-3-14-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	22
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材 製作工			144
	1-3-5 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	22
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
	1-4-3 法面吹付け工		第3編2-3-6 吹付工	8
	1-4-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	〃
	1-4-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	70
	1-4-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、か ご枠	76 〃
第6節 コンクリート堰堤工	1-6-4 コンクリート堰 堤本体工			144
	1-6-5 コンクリート副 堰堤工		第8編1-6-4 コンクリート堰 堤本体工	〃
	1-6-6 コンクリート側 壁工			〃
	1-6-8 水叩工			146
第7節 鋼製堰堤工	1-7-5 鋼製堰堤本体工	不透過型 透過型		〃 〃
	1-7-6 鋼製側壁工			148
	1-7-7 コンクリート側 壁工		第8編1-6-6 コンクリート側 壁工	144
	1-7-9 水叩工		第8編1-6-8 水叩工	146
	1-7-10 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
第8節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック 工		第3編3-2-5 根固めブロック	78
	1-8-6 沈床工		第3編3-2-6 沈床工	〃
	1-8-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、か ご枠	76 〃
第9節 砂防堰堤付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	12
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	〃
	1-10-5 アスファルト舗 装工		第3編2-6-5 アスファルト舗 装工	34
	1-10-6 コンクリート舗 装工		第3編2-6-6 コンクリート舗 装工	40
	1-10-7 薄層カラー舗装 工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装 工	48
	1-10-8 側溝工		第3編3-1-7 場所打水路工	72
	1-10-9 集水柵工		第3編3-1-8 集水柵工	〃
	1-10-10 縁石工		第3編2-3-8 縁石工	10
	1-10-11 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	14
第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	〃
	1-11-4 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10
<b>第2章 流路</b>				
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	24
	2-3-5 コンクリート擁 壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	2-3-6 ブロック積擁壁 工		第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	30
	2-3-7 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	32
	2-3-8 護岸付属物工		第3編3-2-8 護岸付属物工	78
	2-3-9 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第8編1-6-4 コンクリート堰 堤本体工	144

【第7編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 床固め工	2-4-5 垂直壁工		第8編1-6-4 コンクリート堰堤本体工	144
	2-4-6 側壁工		第8編1-6-6 コンクリート側壁工	〃
	2-4-7 水叩工		第8編1-6-8 水叩工	146
	2-4-8 魚道工			148
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第3編3-2-5 根固めブロック	78
	2-5-6 捨石工		第3編3-2-7 捨石工	〃
	2-5-7 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
かごマット		第3編3-2-2 かごマット	〃	
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第3編3-1-11 階段工	74
	2-6-3 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	12
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
	3-3-3 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	8
	3-3-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	〃
	3-3-5 かご工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
	3-3-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編3-1-5 アンカー工	70
3-3-7 抑止アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	〃	
第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26
	3-4-4 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃
	3-4-6 補強土壁工		第10編1-5-7 補強土壁工	2
	3-4-7 井桁ブロック工		第3編3-1-4 井桁ブロック工	70
	3-4-8 落石防護工		第3編3-4-2 落石防護柵工	80
第5節 山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第3編3-1-7 場所排水路工	72
	3-5-4 山腹明暗渠工			148
	3-5-5 山腹暗渠工		第3編3-1-9 暗渠工	72
	3-5-6 現場排水路工		第3編3-1-7 場所排水路工	〃
	3-5-7 集水柵工		第3編3-1-8 集水柵工	〃
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			150
	3-6-5 集水井工			〃
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	3-7-4 固結工		第3編2-7-9 固結工	60
	3-7-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26
	3-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃
	3-8-5 シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6 深礎工	〃
	3-8-6 合成杭工			150

【第8編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			152
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			〃
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			154
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			156
<b>第2章 フィルダム</b>				
第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立			158
	2-3-6 フィルターの盛立			〃
	2-3-7 ロックの盛立			〃
	2 フィルダム (洪水吐)			160
<b>第3章 基礎グラウチング</b>				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			160

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第1章 道路改良</b>					
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		162	
		工場塗装工	第3編 2-3-15 工場塗装工	22	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編 2-3-7 植生工	10	
	1-4-3 法面吹付工		第3編 2-3-6 吹付工	8	
	1-4-4 法枠工		第3編 2-3-5 法枠工	〃	
	1-4-6 アンカー工		第3編 3-1-5 アンカー工	70	
	1-4-7 かご工	じゃかご	第3編 3-2-3 じゃかご	76	
ふとんかご		第3編 3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃		
第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	26	
	1-5-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	〃	
	1-5-5 場所打擁壁工		第3編 3-1-2 場所打擁壁工	68	
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第3編 3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃	
	1-5-7 補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法			162
		多数アンカー式補強土工法			〃
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			〃
	1-5-8 井桁ブロック工		第3編 3-1-4 井桁ブロック工	70	
第6節 石・ブロック積 (張) 工	1-6-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	1-6-4 石積 (張) 工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	32	
第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	26	
	1-7-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	〃	
	1-7-6 場所打函渠工			162	
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第3編 3-4-1 プレキャストカルバート工	80	
第8節 排水構造物工 (小型水路工)	1-8-3 側溝工		第3編 3-1-6 側溝工	72	
	1-8-4 管渠工		第3編 3-1-6 側溝工	〃	
	1-8-5 集水榭・マンホール工		第3編 3-1-8 集水榭工	〃	
	1-8-6 地下排水工		第3編 3-1-9 暗渠工	〃	
	1-8-7 場所打水路工		第3編 3-1-7 場所打水路工	〃	

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編3-1-6 側溝工	72
第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			162
	1-9-5 落石防護柵工		第3編3-4-2 落石防護柵工	80
	1-9-6 防雪柵工			164
	1-9-7 雪崩予防柵工			〃
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			〃
	1-10-5 遮音壁本体工			〃
<b>第2章 舗装</b>				
第3節 舗装工	2-3-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-5 アスファルト舗装工	34
	2-3-6 半たわみ性舗装工		第3編3-4-27 半たわみ性舗装工	104
	2-3-7 排水性舗装工		第3編3-4-28 排水性舗装工	105
	2-3-8 透水性舗装工		第3編3-4-30 透水性舗装工	114
	2-3-9 グースアスファルト舗装工		第3編3-4-29 グースアスファルト舗装工	112
	2-3-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-6 コンクリート舗装工	40
	2-3-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	48
	2-3-12 ブロック舗装工		第3編2-6-8 ブロック舗装工	52
	2-3 歩道路盤工			166
	2-3 取合舗装路盤工			〃
	2-3 路肩舗装路盤工			〃
	2-3 歩道舗装工			〃
	2-3 取合舗装工			〃
	2-3 路肩舗装工			〃
	2-3 表層工			〃
	第4節 排水構造物工（路面排水工）	2-4-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工
2-4-4 管渠工			第3編3-1-6 側溝工	〃
2-4-5 集水樹（街渠樹）・マンホール工			第3編3-1-8 集水樹工	〃
2-4-6 地下排水工			第3編3-1-9 暗渠工	〃
2-4-7 場所打水路工			第3編3-1-7 場所打水路工	〃
2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）			第3編3-1-6 側溝工	〃
2-4-9 排水性舗装用路肩排水工				168
第5節 縁石工		2-5-3 縁石工		第3編2-3-8 縁石工
第6節 踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工		168
		ラバーシュー		〃
		アンカーボルト		〃
第7節 防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	12
	2-7-4 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	〃
	2-7-5 ボックスビーム工		第3編2-3-11 路側防護柵工	〃
	2-7-6 車止めポスト工		第3編2-3-10 防止柵工	〃
第8節 標識工	2-8-3 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		168
標識柱工			〃	
第9節 区画線工	2-9-2 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	14
第11節 道路付属施設工	2-11-4 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	〃
				170
	2-11-5 ケーブル配管工	ハンドホール		〃
2-11-6 照明工	照明柱基礎工		〃	

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 橋梁付属物工	2-12-2 伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	90	
<b>第3章 橋梁下部</b>					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編3-1-10刃口金物製作工	74	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			172	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10アンカーフレーム製作工	90	
	3-3-5 工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	22	
第4節 橋台工	3-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	3-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-4-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	〃	
	3-4-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	28	
	3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	3-4-8 橋台躯体工			174	
第5節 RC橋脚工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	3-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-5-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	〃	
	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	28	
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	〃	
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式			176
		重力式		第10編3-5-9 橋脚躯体工	〃
		半重力式		第10編3-5-9 橋脚躯体工	〃
	ラーメン式			178	
第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26	
	3-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃	
	3-6-5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	〃	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	28	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	〃	
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	〃	
	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型			178
		門型			180
	3-6-10 橋脚架設工	I型・T型			〃
		門型			〃
	3-6-11 現場継手工				〃
	3-6-12 現場塗装工			第3編3-1-1 現場塗装工	66
第7節 護岸基礎工	3-7-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	24	
	3-7-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第8節 矢板護岸工	3-8-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	24	
	3-8-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第9節 法覆護岸工	3-9-2 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	3-9-3 護岸付属物工		第3編3-2-8 護岸付属物工	78	
	3-9-4 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	32	
	3-9-5 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30	
	3-9-6 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	32	
	3-9-7 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	8	
	3-9-8 多自然型護岸工	巨石張り		第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	74

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第9節 法覆護岸工	3-9-8 多自然型護岸工	巨石積み	第3編3-2-1 巨石張り、巨石積み	74
		かごマット	第3編3-2-2 かごマット	76
	3-9-9 吹付工		第3編2-3-6 吹付工	8
	3-9-10 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
	3-9-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4
	3-9-12 羽口工	じゃかご	第3編3-2-3 じゃかご	76
		ふとんかご	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
		かご枠	第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	〃
連節ブロック張り		第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	30	
第10節 擁壁護岸工	3-10-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	3-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-3-14 桁製作工	16
	4-3-4 検査路製作工		第3編3-4-3 検査路製作工	82
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	〃
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	〃
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編3-4-6 鋼製排水管製作工	〃
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	84
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			182
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編2-3-14 桁製作工	16
	4-3-11 鑄造費		第3編3-4-9 鑄造費	86
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編3-4-10 アンカーフレーム製作工	90
	4-3-13 工場塗装工		第3編2-3-15 工場塗装工	22
第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工（クレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	96
	4-4-5 架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	4-4-6 架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	4-4-7 架設工（架設桁架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	4-4-8 架設工（送出し架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	4-4-9 架設工（トラベラークレーン架設）		第3編3-4-18 架設工（鋼橋）	〃
	4-4-10 支承工		第3編3-4-17 支承工	94
第5節 橋梁現場塗装工	4-5-3 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
第6節 床版工	4-6-2 床版工		第3編3-4-12 床版・横組工	90
第7節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工		第3編3-4-13 伸縮装置工	〃
	4-7-5 地覆工		第3編3-4-14 地覆工	92
	4-7-6 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-7-7 橋梁用高欄工		第3編3-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	4-7-8 検査路工		第3編3-4-16 検査路工	〃
第8節 歩道橋本体工	4-8-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	26
	4-8-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	〃

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 歩道橋本体工	4-8-5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-6-9 橋脚フーチング工	178
		T型	第10編3-6-9 橋脚フーチング工	〃
	4-8-6 歩道橋架設工		第3編3-4-18架設工(鋼橋)	96
	4-8-7 現場塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレビーム用桁製作工		第3編3-4-7 プレビーム用桁製作工	84
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編3-4-8 橋梁用防護柵製作工	〃
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編3-4-4 鋼製伸縮継手製作工	82
	5-3-5 検査路製作工		第3編3-4-3 検査路製作工	〃
	5-3-6 工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	22
	5-3-7 鋳造費		第3編3-4-9 鋳造費	86
第4節 PC橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編3-4-19プレテンション桁製作工(購入工)	98
		スラブ橋	第3編3-4-19プレテンション桁製作工(購入工)	〃
	5-4-3 ポストテンション桁製作工		第3編3-4-20ポストテンション桁製作工	〃
	5-4-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編3-4-21プレキャストセグメント製作工(購入工)	100
	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編3-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	〃
	5-4-6 支承工		第3編3-4-17支承工	94
	5-4-7 架設工(クレーン架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	5-4-8 架設工(架設桁架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	〃
	5-4-9 床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	90
	5-4-10 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
第5節 プレビーム桁橋工	5-5-2 プレビーム桁製作工(現場)			182
	5-5-3 支承工		第3編3-4-17支承工	94
	5-5-4 架設工(クレーン架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	5-5-5 架設工(架設桁架設)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	〃
	5-5-6 床版・横組工		第3編3-4-12床版・横組工	90
	5-5-9 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2 架設支保工(固定)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	5-6-3 支承工		第3編3-4-17支承工	94
	5-6-4 PCホロースラブ製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	100
	5-6-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	5-7-3 支承工		第3編3-4-17支承工	94
	5-7-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	100
	5-7-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
第8節 PC版桁橋工	5-8-2 PC版桁製作工		第3編3-4-23PCホロースラブ製作工	100
第9節 PC箱桁橋工	5-9-2 架設支保工(固定)		第3編3-4-26架設工(コンクリート橋)	102
	5-9-3 支承工		第3編3-4-17支承工	94



【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 PC箱桁橋工	5-9-4 PC箱桁製作工		第3編3-4-24PC箱桁製作工	102	
	5-9-5 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116	
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2 PC片持箱桁製作工		第3編3-4-24PC箱桁製作工	102	
	5-10-3 支承工		第3編3-4-17支承工	94	
	5-10-4 架設工 (片持架設)		第3編3-4-26架設工 (コンクリート橋)	102	
第11節 PC押出し箱桁橋工	5-11-2 PC押出し箱桁製作工		第3編3-4-25PC押出し箱桁製作工	〃	
	5-11-3 架設工 (押出し架設)		第3編3-4-26架設工 (コンクリート橋)	〃	
第12節 橋梁付属物工	5-12-2 伸縮装置工		第3編3-4-13伸縮装置工	90	
	5-12-4 地覆工		第3編3-4-14地覆工	92	
	5-12-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃	
	5-12-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃	
	5-12-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃	
<b>第6章 トンネル (NATM)</b>					
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			182	
	6-4-4 ロックボルト工			〃	
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			184	
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	〃	
	6-5-5 床版コンクリート工			〃	
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			186	
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	72	
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			186	
	6-8-5 明り巻工			188	
<b>第7章 トンネル (矢板)</b>					
第5節 覆工	7-5-3 覆工コンクリート工			188	
	7-5-4 床版コンクリート工		第10編6-5-5 床版コンクリート工	1-184	
第6節 インバート工	7-6-4 インバート本体工			190	
第7節 坑内付帯工	7-7-5 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	72	
<b>第12章 共同溝</b>					
第3節 工場製作工	12-3-3 工場塗装工		第3編2-3-15工場塗装工	22	
第5節 現場打構築工	12-5-2 現場打躯体工			192	
	12-5-4 カラー継手工			〃	
	12-5-5 防水工	防水			〃
		防水保護工			〃
12-5-5 防水工	防水壁			194	
第6節 プレキャスト構築工	12-6-2 プレキャスト躯体工			〃	
<b>第13章 電線共同溝</b>					
第5節 電線共同溝工	13-5-2 管路工 (管路部)			194	
	13-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)			196	
	13-5-4 現場打ちボックス工 (特殊部)		第10編12-5-2 現場打躯体工	〃	
第6節 付帯設備工	13-6-2 ハンドホール工			〃	

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
<b>第14章 情報ボックス工</b>				
第3節 情報ボックス工	14-3-3 管路工（管路部）		第10編13-5-2 管路工（管路部）	194
第4節 付帯設備工	14-4-2 ハンドホール工		第10編13-6-2 ハンドホール工	196
<b>第15章 道路維持</b>				
第4節 舗装工	15-4-3 路面切削工		第3編3-4-31路面切削工	116
	15-4-4 舗装打換え工		第3編3-4-32舗装打換え工	〃
	15-4-5 切削オーバーレイ工			198
	15-4-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33オーバーレイ工	116
	15-4-7 路上再生工			198
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	48
第5節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	72
	15-5-4 管渠工		第3編3-1-6 側溝工	〃
	15-5-5 集水桝・マンホール工		第3編3-1-8 集水桝工	〃
	15-5-6 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	〃
	15-5-7 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	〃
	15-5-8 排水工		第3編3-1-6 側溝工	〃
第6節 防護柵工	15-6-2 路側防護柵工		第3編2-3-11路側防護柵工	12
	15-6-3 防止柵工		第3編2-3-10防止柵工	〃
	15-6-5 ボックスビーム工		第3編2-3-11路側防護柵工	〃
	15-6-6 車止めポスト工		第3編2-3-10防止柵工	〃
第7節 標識工	15-7-3 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10
	15-7-4 大型標識工		第10編2-8-4 大型標識工	168
第8節 道路付属施設工	15-8-4 道路付属物工		第3編2-3-13道路付属物工	14
	15-8-5 ケーブル配管工		第10編2-11-5 ケーブル配管工	170
	15-8-6 照明工		第10編2-11-6 照明工	〃
第9節 擁壁工	15-9-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	15-9-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃
第10節 石・ブロック積（張）工	15-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30
	15-10-4 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	32
第11節 カルバート工	15-11-4 場所打函渠工		第10編1-7-6 場所打函渠工	162
	15-11-5 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	80
第12節 法面工	15-12-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
	15-12-3 法面吹付工		第3編2-3-6 吹付工	8
	15-12-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	〃
	15-12-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	70
	15-12-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	76 〃
第14節 橋梁付属物工	15-14-2 伸縮継手工		第3編3-4-13伸縮装置工	90
	15-14-4 地覆工		第3編3-4-14地覆工	92
	15-14-5 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	15-14-6 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	15-14-7 検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃
第16節 現場塗装工	15-16-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-16コンクリート面塗装工	24

【第9編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第17章 道路修繕				
第3節 工場製作工	17-3-4 桁補強材製作工			200
	17-3-5 落橋防止装置製作工		第3編3-4-5 落橋防止装置製作工	82
第4節 舗装工	17-4-3 路面切削工		第3編3-4-31 路面切削工	116
	17-4-4 舗装打換え工		第3編3-4-32 舗装打換え工	〃
	17-4-5 切削オーバーレイ工		第10編15-4-5 切削オーバーレイ工	198
	17-4-6 オーバーレイ工		第3編3-4-33 オーバーレイ工	116
	17-4-7 路上再生工		第10編15-4-7 路上再生工	198
	17-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-7 薄層カラー舗装工	48
	17-4-10 歩道舗装修繕工		第10編2-3 歩道路盤工、歩道舗装工	166
第5節 排水構造物工	17-5-3 側溝工		第3編3-1-6 側溝工	72
	17-5-4 管渠工		第3編3-1-6 側溝工	〃
	17-5-5 集水枡・マンホール工		第3編3-1-8 集水枡工	〃
	17-5-6 地下排水工		第3編3-1-9 暗渠工	〃
	17-5-7 場所打水路工		第3編3-1-7 場所打水路工	〃
	17-5-8 排水工		第3編3-1-6 側溝工	〃
第6節 縁石工	17-6-3 縁石工		第3編2-8-8 縁石工	10
第7節 防護柵工	17-7-3 路側防護柵工		第3編2-3-11 路側防護柵工	12
	17-7-4 防止柵工		第3編2-3-10 防止柵工	〃
	17-7-5 ボックスビーム工		第3編2-3-11 路側防護柵工	〃
	17-7-6 車止めポスト工		第3編2-3-10 防止柵工	〃
第8節 標識工	17-8-3 小型標識工		第3編2-3-9 小型標識工	10
	17-8-4 大型標識工		第10編2-8-4 大型標識工	168
第9節 区画線工	17-9-2 区画線工		第3編2-3-12 区画線工	14
第11節 道路付属施設工	17-11-4 道路付属物工		第3編2-3-13 道路付属物工	〃
	17-11-5 ケーブル配管工		第10編2-11-5 ケーブル配管工	170
	17-11-6 照明工		第10編2-11-6 照明工	〃
第12節 擁壁工	17-12-3 場所打擁壁工		第3編3-1-2 場所打擁壁工	68
	17-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編3-1-3 プレキャスト擁壁工	〃
第13節 石・ブロック積(張)工	17-13-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	30
	17-13-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	32
第14節 カルバート工	17-14-4 場所打函渠工		第10編1-7-6 場所打函渠工	162
	17-14-5 プレキャストカルバート工		第3編3-4-1 プレキャストカルバート工	80
第15節 法面工	17-15-2 植生工		第3編2-3-7 植生工	10
	17-15-3 法面吹付工		第3編2-3-6 吹付工	8
	17-15-4 法枠工		第3編2-3-5 法枠工	〃
	17-15-6 アンカー工		第3編3-1-5 アンカー工	70
	17-15-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編3-2-3 じゃかご 第3編3-2-4 ふとんかご、かご枠	76 〃
第16節 落石雪害防止工	17-16-4 落石防止網工		第10編1-9-4 落石防止網工	162
	17-16-5 落石防護柵工		第3編3-4-2 落石防護柵工	80
	17-16-6 防雪柵工		第10編1-9-6 防雪柵工	162
	17-16-7 雪崩予防柵工		第10編1-9-7 雪崩予防柵工	164
第18節 鋼桁工	17-18-3 鋼桁補強工		第10編17-3-4 桁補強材製作工	200
第19節 橋梁支承工	17-19-3 鋼橋支承工		第3編3-4-17 支承工	94
	17-19-4 PC橋支承工		第3編3-4-17 支承工	〃

【第9編 道路編】

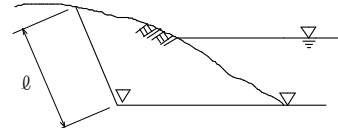
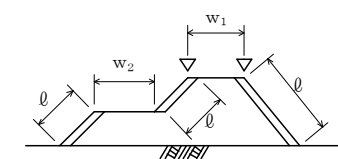
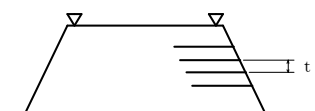
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第20節 橋梁付属物工	17-20-4 落橋防止装置工		第3編3-4-34落橋防止装置工	116
	17-20-6 地覆工		第3編3-4-14地覆工	92
	17-20-7 橋梁用防護柵工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	17-20-8 橋梁用高欄工		第3編3-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	〃
	17-20-9 検査路工		第3編3-4-16検査路工	〃
第23節 現場塗装工	17-23-3 橋梁塗装工		第3編3-1-1 現場塗装工	66
	17-23-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-16コンクリート面塗装工	24

## 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値

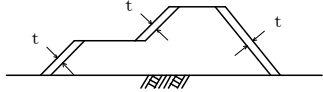
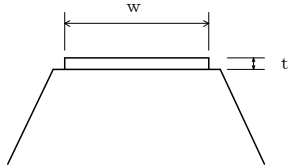
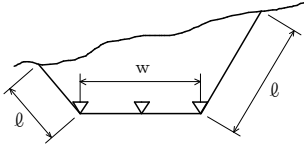
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-200
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-4%
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3		盛土工	基 準 高 $\nabla$	-50	
						法 長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-2%
						幅 $w_1, w_2$	-100	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50	
						厚 さ $t$	-50	
						控 え 長 さ	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

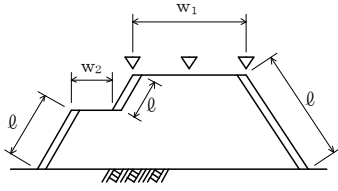

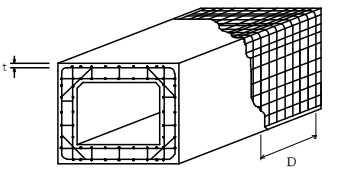
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm -25
							t ≥ 15cm -50
						幅 w	-100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基 準 高 ∇	±50
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m -200
							ℓ ≥ 5 m 法長-4%
						幅 w	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
<p>幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1 箇所、200m 以下は 2 箇所、中央で測定。</p> 		
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> 		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	±50	
						法長 ℓ	ℓ < 5m	-100
							ℓ ≥ 5m	法長-2%
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	

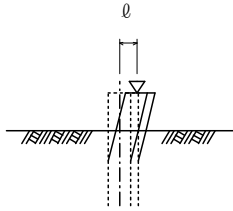
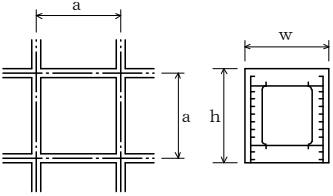
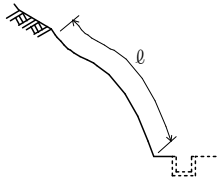
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p> 		
<p>施工延長 40mにつき1箇所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> 		
<p><math display="block">d = \frac{D}{n-1}</math></p> <p>D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径</p> <p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）参照</p> <p>注 1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注 2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-4-12床版・横組工を適用する。</p> <p>注 3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上部・下部工）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」を適用する。</p> 		



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 $\ell$	100	
3	2	3	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						枠 中 心 間 隔	a	$\pm 100$
						延 長	L	-200
3	2	3	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200
						延 長	L	-200
3	2	3	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	t < 5 cm	-10
							t $\geq$ 5 cm	-20
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	
						延 長	L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 枠延長 100m につき 1 箇所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		曲線部は設計図書による
1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m につき 1 箇所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は 2 箇所をせん孔により測定。		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	2	3	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法	$\varnothing < 5\text{ m}$	-200	
						長 $\varnothing$	$\varnothing \geq 5\text{ m}$	法長の-4%	
						盛土法	長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{ m}$	-100
							長 $\varnothing$	$\varnothing \geq 5\text{ m}$	法長の-2%
						延 長 L		-200	
3	2	3	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 $\varnothing$	$\varnothing < 5\text{ m}$	-200	
							$\varnothing \geq 5\text{ m}$	法長の-4%	
						厚さ t	t < 5 cm	-10	
							t $\geq$ 5 cm	-20	
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			
延 長 L		-200							
3	2	3	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200		
3	2	3	9		小型標識工	設置高さ H	設計値以上		
						基礎	幅 w (D)	-30	
							高さ h	-30	
							根入れ長	設計値以上	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工面積 200 m <sup>2</sup> につき 1 箇所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 検査孔により測定。		
1 施工箇所毎		
1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 基		
基礎 1 基毎		

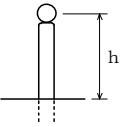
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						パイプ取付高 H		+30 -20
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
						ビーム取付高 H		+30 -20
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30
							高 さ h	-30
							延 長 L	-100
						ケーブル取付高 H		+30 -20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 箇所測定。</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 箇所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 箇所 / 1 施工箇所。</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>1 箇所 / 1 基礎毎</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		

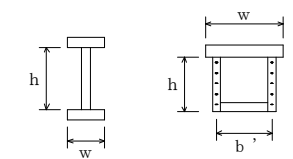
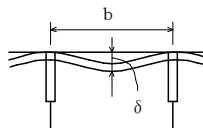
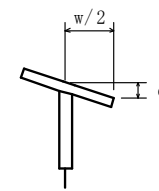
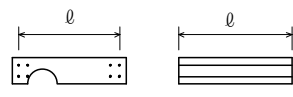
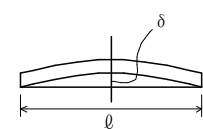
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	12		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 w	設計値以上
3	2	3	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
1箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定。		

単位：mm

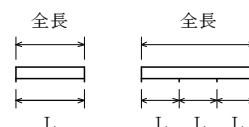
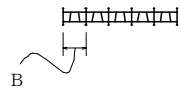
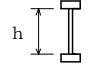
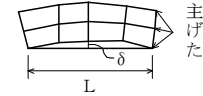
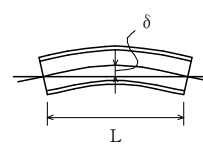
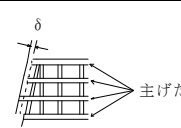
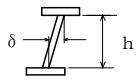
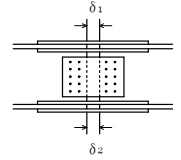
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						部	材	
3	2	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5
							腹板高 h (m)	± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0
							腹板間隔 b' (m)	± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0
								± (3+w/2)
								2.0 < w
	板の平面度 δ (mm)	鋼げた及びトラス等の部材の腹板	h / 250					
		箱げた及びトラス等のフランジ	b / 150					
		鋼床版のデッキプレート						
		フランジの直角度 δ (mm)	w / 200					
		部材長 ℓ (m)	鋼げた ± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10					
			トラス、アーチなど ± 2 …… ℓ ≤ 10 ± 3 …… ℓ > 10					
		圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000					

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		 I型鋼げた      トラス弦材	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
—		主要部材全数を測定。  ℓ : 部材長 (mm)	

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ, 圧縮材の曲りδ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	3	14	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、支間長 L (m)	$\pm (10+L/10)$	假 組 立 精 度
						主げた、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	
						主げた、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	
						主げた、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	
						主げた、主構の橋端 における出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	
						主げた、主構の鉛直 度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	
						現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	

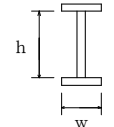
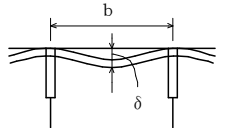
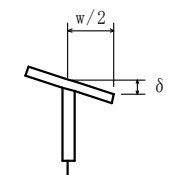
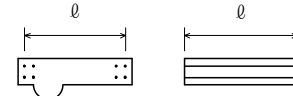
測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
			主げた、主構全数を測定。
			各支点及び各支間中央付近を測定。
—	両端部及び中心部を測定。		
	最も外側の主げた又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。		L：測線上 (m)
	各主げたについて10～12m間隔を測定。		L：主構の支間長 (m)
	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
	各主桁の両端部を測定。 h：主げたの高さ (mm)		支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)
	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。		

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主げた、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	3	14	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5
							腹板高 h (m)	± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0
							腹板間隔 b' (m)	± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w
							部 材 精 度	
板鋼げた等の部材の腹板の平面度 δ (mm)	h / 250							
箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150							
フランジの直角度 δ (mm)	w / 200							
部 材 長 ℓ (m)	鋼げた	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10						

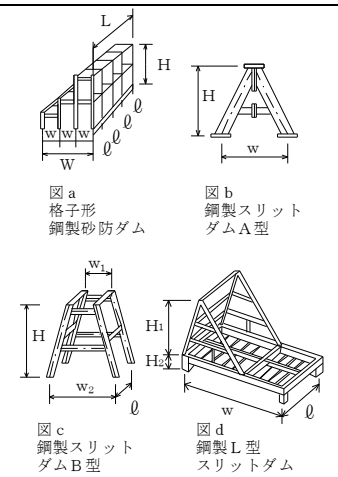
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた	
主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
		
主要部材全数を測定。		

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

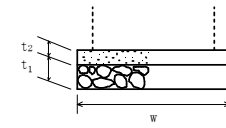
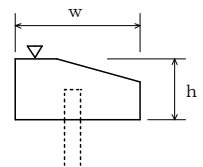
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 $\ell$	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
						本体の傾き	±H/500
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。	 <p>図 a 格子形鋼製砂防ダム 図 b 鋼製スリットダムA型 図 c 鋼製スリットダムB型 図 d 鋼製L型スリットダム</p>	
外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 m <sup>2</sup> とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		



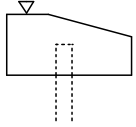
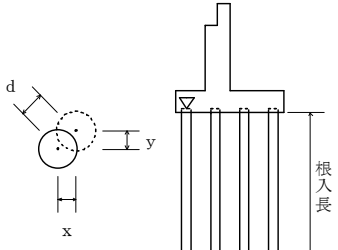
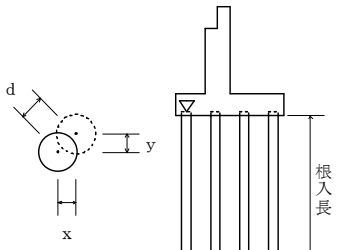
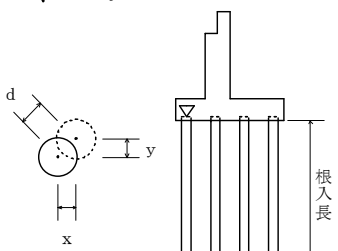
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋塗装・ 防食便覧Ⅱ-74 「表-Ⅱ.5.5 各塗 料の標準使用量 と標準膜厚」の 標準使用量以上 。	
3	2	4	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	w	設計値以上	
					厚さ	t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30	
					延 長	L	各構造物の規格 値による	
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高	▽	±30
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						延 長	L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
3	2	4	4		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						杭 径	{設計径（公称 径）-30} 以上
3	2	4	6		深礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						ケーソンの長さ $\ell$	-50
						ケーソンの幅 $w$	-50
						ケーソンの高さ $h$	-100
						ケーソンの壁厚 $t$	-20
						偏 心 量 $d$	300 以内
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						ケーソンの長さ $\ell$	-50
						ケーソンの幅 $w$	-50
						ケーソンの高さ $h$	-100
						ケーソンの壁厚 $t$	-20
						偏 心 量 $d$	300 以内
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 $d$	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ (ブロック積張) $t_1$		-50
						厚さ (裏込) $t_2$		-50
						延 長 $L$		-200
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	-100	
						延長 $L_1, L_2$	-200	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-100	
						延 長 $L$	-200	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2 箇所を測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
							厚さ(ブロック) $t_1$	-50
							厚さ(裏込) $t_2$	-50
							延 長 L	-200
3	2	5	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
							厚さ(石積・張) $t_1$	-50
							厚さ(裏込) $t_2$	-50
							延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端 部の 2 箇所を測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端 部の 2 箇所を測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは各車線 200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい い、基層および表層用混合物の総使用 量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアー を採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—	—	3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工結果に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup> 未満。厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3	2	6	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	-12	- 3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5
						幅	-25		—
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロファイルメータにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下
						目地段差	± 2		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p> <p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。</p> <p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3	2	6	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	- 9	-12	- 3
						幅	-25		—
3	2	6	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	
						幅	-35	—	
						平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。	
						目地段差	± 2		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水準又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に1箇所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。		
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8
						幅	-50		—
3	2	6	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	- 5
						幅	-50		—
3	2	6	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	- 9	-12	- 3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	-45		-15
						幅	-50		—
3	2	6	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。</p>		

単位：mm

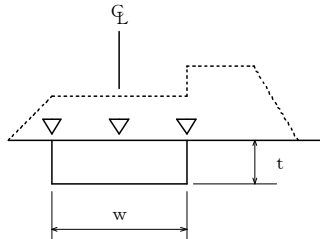
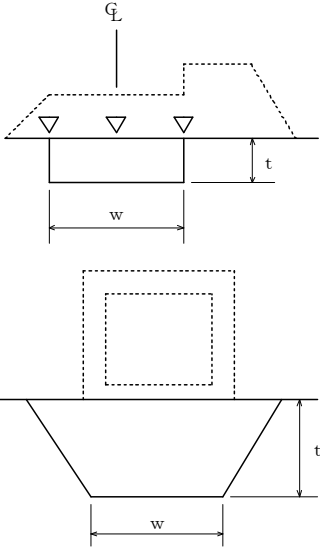
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3	2	6	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—
3	2	6	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 ㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定。		



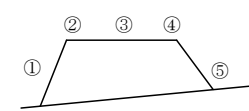
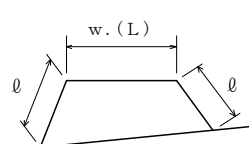
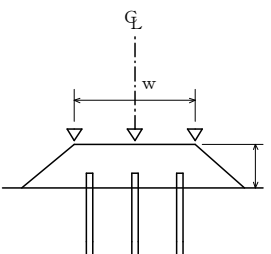
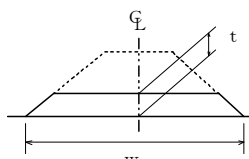
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	7	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						置換厚さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m毎に 1 箇所割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2 箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

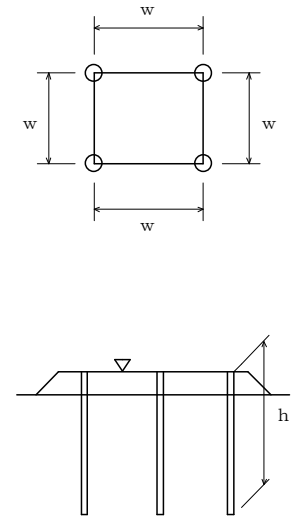
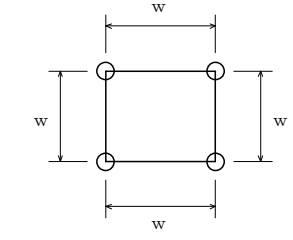
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示
						法 長 $\ell$	-500
						天 端 幅 $w$	-300
						天端延長 $L$	-500
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						厚 さ $t$	-50
						幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	6		サンドマット工	施工厚さ $t$	-50
						幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p>	 <p>① ② ③ ④ ⑤</p>	
<p>w.(L)は施工延長 40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

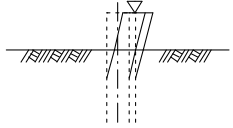
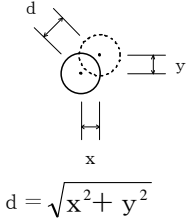
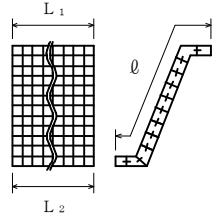
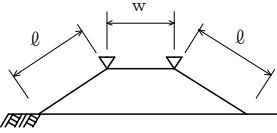
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100
						杭 径 D	設計値以上
						打 込 長 さ h	設計値以上
				8	締め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	—
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50
						位置・間隔w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 ℓ	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。1 箇所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>全本数</p> <p>全本数 計器管理にかえることができる。</p>	 <p>※余長は、適用除外</p>	
<p>100 本に 1 箇所。 100 本以下は 2 箇所測定。 1 箇所に 4 本測定。</p> <p>全本数</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						根 入 長	設計値以上
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\ell$	設計深さ以上
						配 置 誤 差 $d$	100
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\ell$	-100
						延長 $L_1$ $L_2$	-200
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50
						天 端 幅 $w$	-100
						法 長 $\ell$	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		
全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。  1 施工箇所毎		
施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	
3	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
					連壁の長さ $\ell$	-50		
					変 位	300		
					壁 体 長 $L$	-200		
3	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$		
					連壁の長さ $\ell$	-50		
					変 位 $d$	D/4 以内		
					壁 体 長 $L$	-200		
3	2	10	22	法面吹付工	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50	
						$\ell \geq 3\text{ m}$	-100	
					厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$	-10	
						$t \geq 5\text{ cm}$	-20	
					但し、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設計厚以上			
					延 長 $L$			-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 50mにつき 1 箇所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所。 (任意仮設は除く)</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25 mの場合は 50m) につき 1 箇所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 箇所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 箇所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		D : 杭径
<p>施工延長 40mにつき 1 箇所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>200 m<sup>2</sup>につき 1 箇所以上、200 m<sup>2</sup>以下は 2 箇所をせん孔により測定。</p>		
1 施工箇所毎		

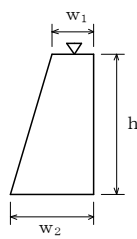
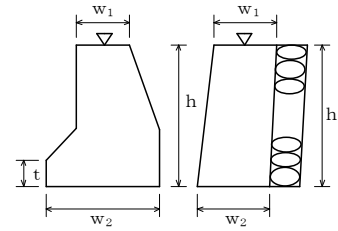
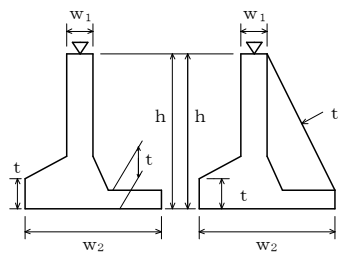
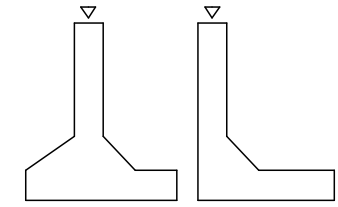
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	1	1		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。		

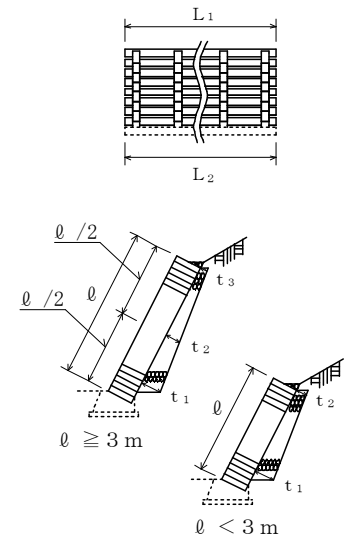
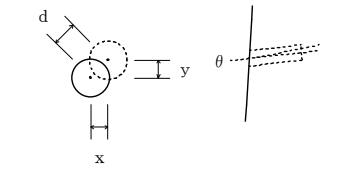
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	土木工事共通編	3	1	2	場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						厚 さ t	-20	
						裏 込 厚 さ	-50	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
延 長 L	-200							
3	土木工事共通編	3	1	3	プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
1 施工箇所毎		
		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	3	1	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長□	高さ $h < 3\text{ m}$	-50
							高さ $h \geq 3\text{ m}$	-100
						厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50	
延 長 $L_1, L_2$	-200							
3	3	1	5		アンカー工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	
						配置誤差 $d$	100	
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>	 <p><math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math></p>	



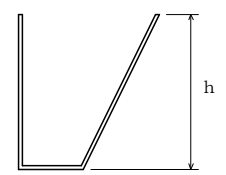
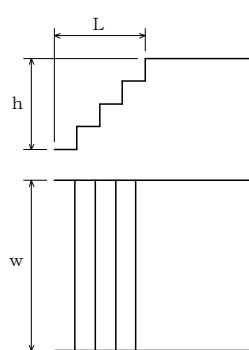
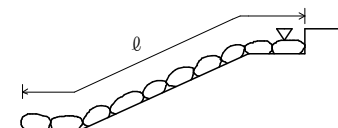
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	1	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
3	3	1	7		現場打水路工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t_1, t_2$	-20
						幅 w	-30
						高 さ $h_1, h_2$	-30
						延 長 L	-200
3	3	1	8		集水枡工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30
3	3	1	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 箇所 / 1 施工箇所</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>1 箇所毎 ※は、現場打部分のある場合</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所。 延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工につき 2 箇所。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	1	10		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	± 2 …… h ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < h ≤ 1.0 ± 4 …… 1.0 < h ≤ 2.0
						外周長 L (m)	± (10+L/10)
3	3	1	11		階段工	幅 w	-30
						高さ h	-30
						長さ L	-30
						段数	± 0 段
3	3	2	1		巨石張り、巨石積み	基準高 ▽	± 500
						法長 ℓ	-200
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所で測定。		
1回 / 1 施工箇所		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	2		かごマット	法 長 $\ell$	-100
						厚 さ $t$	-0.2 t
						延 長 $L$	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	3		じゃかご	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$ -50
							$\ell \geq 3\text{ m}$ -100
						厚 さ $t$	-50
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	2 河 川 関 係	4		ふとんかご、かご枠	高 さ $h$	-100
						延 長 $L_1, L_2$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

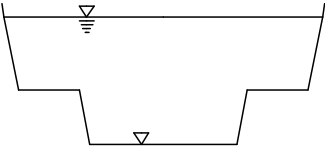
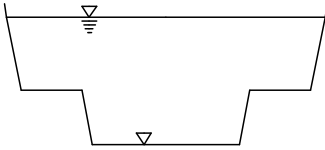
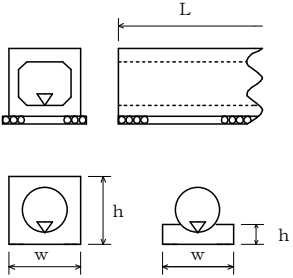
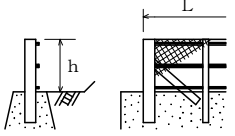
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
						基 準 高	乱 積	
3	3	2	5		根固めブロック工	基準高▽	層 積	±100
							乱 積	± t / 2
						厚 さ t		-20
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20
							乱 積	- t / 2
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200
							乱 積	- t / 2
						3	3	2
幅 w	±300							
延 長 L	-200							
3	3	2	7		捨石工	基 準 高 ▽	-100	
						幅 w	-100	
						延 長 L	-200	
3	3	2	8		護岸付属物工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>1 組毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>各格子間の中央部 1 箇所を測定。</p>		

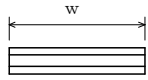
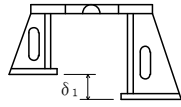
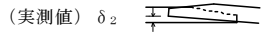
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	3 海岸 関係	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	測 定 項 目	上限 下限			
						基準 高 ▽	電気船	200ps	+200	- 800
								500ps	+200	-1000
								1000ps	+200	-1200
							デイ ー ゼ ル 船	250ps	+200	- 800
								420ps 600ps	+200	-1000
								1350ps	+200	-1200
						幅		-200		
						延 長		-200		
						3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	3 海岸 関係	1	2
幅		-200								
延 長		-200								
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	1		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基準 高 ▽	±30			
						※幅 w	-50			
						※高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	2		落石防護柵工	高 さ h	±30			
						延 長 L		-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

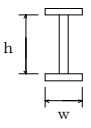
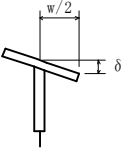

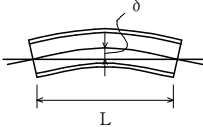
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	3		検査路製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 $w$ (m) $0 \sim +30$	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 $\delta_1$ (mm) フィンガーの食い 違い $\delta_2$ (mm)	設 計 値 $\pm 4$ $\pm 2$
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	5		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	6		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所		
製品全数を測定。		
両端及び中央部付近を測定。	  	
図面の寸法表示箇所		
図面の寸法表示箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	7		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	
						部 材	フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
							部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
						仮 組 立 時	主げたのそり	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	8		橋梁用防護柵製作工	部 材 長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \cdots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots$ $\ell > 10$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた</p>	
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主げたについて 10~12m間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	土木工事共通編	3	4	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離 孔の直径差	+2 -0	
							センターボスを基準にした孔位置のずれ		
							≤1000mm	1以下	
							センターボスを基準にした孔位置のずれ		
							>1000mm	1.5以下	
							アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の直径	+3 -1
								>100mm	+4 -2
								孔の中心距離	JIS B 0403-95 CT13
							センターボス	ボスの直径	+0 -1
								ボスの高さ	+1 -0

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		製品全数を測定。



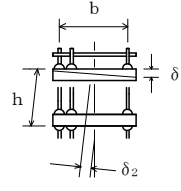
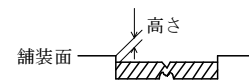
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
3	土木工事共通編	3	共通施工	4	道路関係	9	1	鋳造費 (金属支承工)	上杓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 CT13	
									全移動量 $\phi$	$\phi \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$
										$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$
									組立高さ H	上、下面加工仕上げ	$\pm 3$
										コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$ $\pm 3$ $H > 300\text{mm}$ (H/200+3) 小数点以下切り捨て
									普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403-95 CT14
										鋳放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403-95 CT15
										削り加工寸法	JIS B 0405-91 粗級
										ガス切断寸法	JIS B 0417-79 B 級
									3	土木工事共通編	3
長さ L 直径 D	500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$	0 ~ + 1 %									
	1500 < w, L, D	0 ~ + 15									
厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$									
	20 < t $\leq 160$	$\pm 2.5\%$									
	160 < t	$\pm 4$									
平面度	1										

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。  ※ 1) 片面削り加工も含む。  ※ 2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	10		アンカーフレーム製作工	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$
						高さ $h$ (mm)	$\pm 5$
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	11		仮設材製作工	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	12		床版・横組工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 $w$	$0 \sim +30$
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	$\pm 10$
						鉄 筋 間 隔	$\pm 20$
上記鉄筋の有効高さがマイナスの場合	$\pm 10$						
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	舗装面に対し $0 \sim -2$
						表面の凹凸	3
						仕上げ高さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
軸心上全数測定。		
図面の寸法表示箇所測定。		
<p>基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3箇所、厚さは型枠設置時におおむね10mmに1箇所測定。</p> <p>（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1箇所とする。</p> <p>1径間当たり3箇所（両端及び中央）測定。</p> <p>1箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		
両端及び中央部付近を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョ イント)	高さ 据付け高さ	±3
						車線方向各点誤差 の相対差	3
						表面の凹凸	3
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
						縦方向間隔	±2
						横方向間隔	±5
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	14		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10~+20
						地覆の高さ $h$	-10~+20
						有効幅員 $w_2$	0~+30
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 $w$	-5~+10
						高さ $h$	-20~+30
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	16		検査路工	幅	±3
						高さ	±4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
1 ブロックを抽出して測定。		

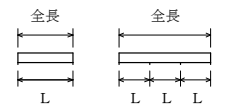
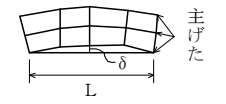
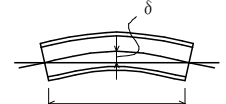
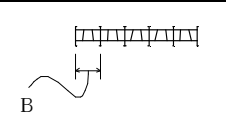
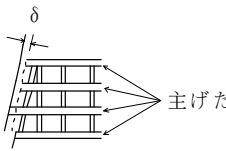
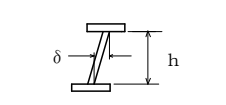
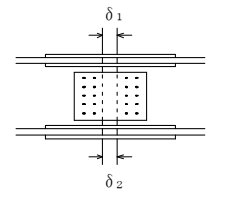
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
							コンクリート橋	鋼橋	
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10 以上		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4 + 0.5 × (B - 2)	
						下 査 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 100	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5		
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上								
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10 以上		
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5	4 + 0.5 × (B - 2)	
						支 承 の 水 平 度	橋軸方向	1 / 300	
							橋軸直角方向		
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5		
可動支承の 移動量 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の 1/2 以上								

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)</p> <p>支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>		
<p>支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。</p>		

単位：mm

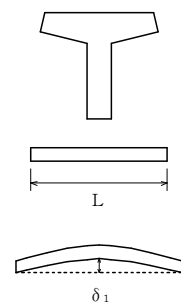
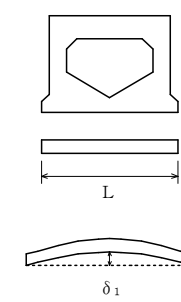
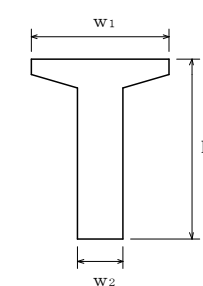
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土木工事共通編	3	4	18	架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長・支間長 L (m)	±(20+L/5)
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)
						※主げた、主構の中心間距離 B(m)	±4..... B ≤ 2 ±(3+B/2)..... B > 2
						※主げたの橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10
						※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
L：主げた・主構の支間長(m)		
主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工)  (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	$\pm 5$
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工)  (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	$\pm 5$
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	20		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
		横方向最大タワミ	$0.8 \ell$				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認証工場の成績表にかえることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS 製品の場合は、JIS 認証工場の成績表にかえることができる。 JIS 製品以外は JIS 製品に準ずる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ : 支間長 (m)		

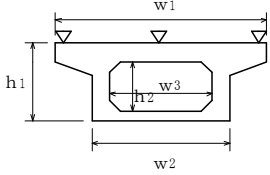
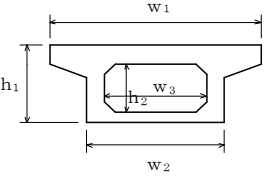
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	4	21		プレキャストセグメント 製作工（購入工）	桁 長 $\ell$	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3	3	4	22		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	$0.8 \ell$
3	3	4	23		PCホロースラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm$ $(\ell - 5)$ かつ -30 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。  $\ell$ : 支間長 (m)		
桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。  $\ell$ : 桁長 (m)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	3	4	24		P C箱桁製作工	基 準 高	±20
						幅 (上) $w_1$	-5~+30
						幅 (下) $w_2$	-5~+30
						内 空 幅 $w_3$	±5
						高 さ $h_1$	+10 -5
						内空高さ $h_2$	+10 -5
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30以内
3	3	4	25		P C押し箱桁製作工	幅 (上) $w_1$	-5~+30
						幅 (下) $w_2$	-5~+30
						内 空 幅 $w_3$	±5
						高 さ $h_1$	+10 -5
						内空高さ $h_2$	+10 -5
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30以内
3	3	4	26		架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—
						桁の中心間距離	—
						そ り	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。</p> <p><math>\ell</math> : 桁長 (m)</p>		
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-4-12床版・横組工に準ずる。</p> <p><math>\ell</math> : 桁長 (m)</p>		
<p>各桁毎に全数測定。</p>		
<p>一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。</p>		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平坦性	—	—	3m <sup>2</sup> プロファイル (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定。		
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> 毎に 1 個の割でコアーを採取して測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	3 共 通 施 工	4 道 路 関 係	28	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、 厚さは、1000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを 採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	29	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	29	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3 土木 工事 共通 編	3 共通 施工	4 道路 関係	29	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを 採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	
幅は、延長 80m毎に1箇所の割とし、 厚さは、1000 m <sup>2</sup> 毎に1個の割でコアを 採取して測定。		

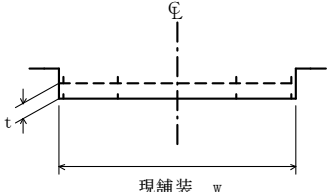
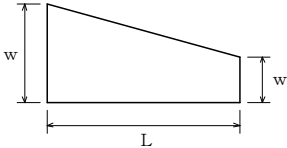
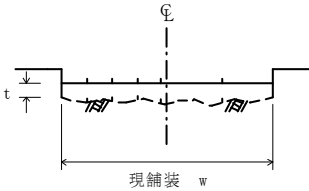
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	3	4	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
3	3	4	30	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>
		<p>幅は、片側延長 80m 毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 箇所コアを採取して測定。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>

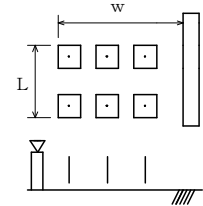
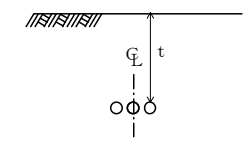
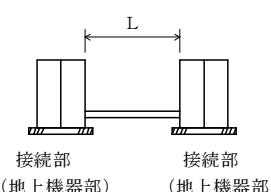
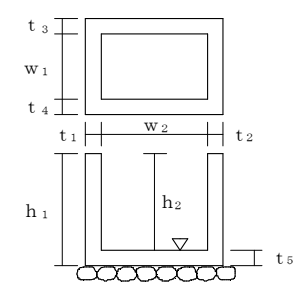
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{X}_n$ )
3	3	4	31		路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 w	-25	-
3	3	4	32		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
						舗設工	幅 w	-25
							延長 L	-100
							厚さ t	該当工種
3	3	4	33		オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下
3	3	4	34		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	
						アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D以内	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>		
各層毎 1箇所 / 1 施工箇所		
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1箇所 の割とし、延長 80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>		
全数測定		
<p>全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)</p>		

単位：mm

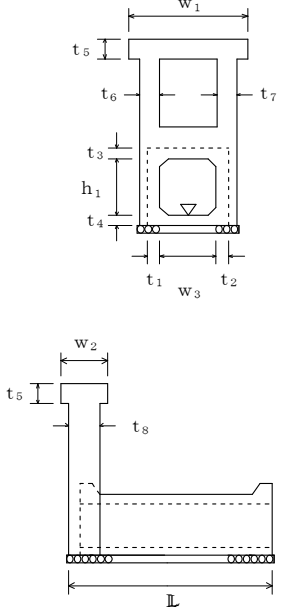
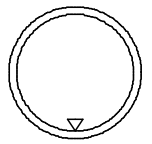
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						幅 w	$\pm 300$
						方 向	$\pm 7^\circ$
						延 長 L	-200
5 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200
5 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		



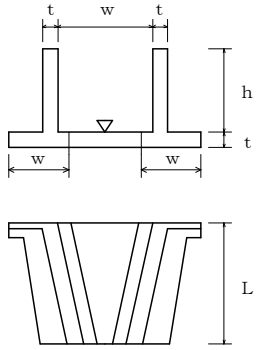
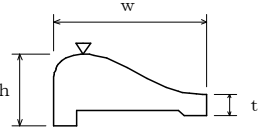
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚  さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 $w_1, w_2$	-30
						内空幅 $w_3$	-30
						内空高 $h_1$	$\pm 30$
						延 長 $L$	-200
5 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 $L$	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。</p> <p>函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

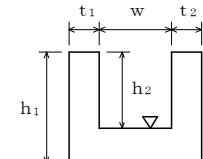
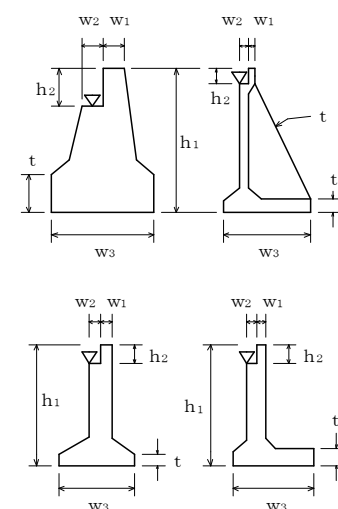
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
5 河川編	4 水門	4 水門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
5 河川編	5 堰	4 可動堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
5 河川編	5 堰	5 固定堰 本 体 工	8 9 10		堰本 体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						堰長 L	L < 20m -50 L $\geq$ 20m -100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川 編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t_1, t_2$	-20
						幅 $w$	-30
						高 さ $h_1, h_2$	-30
						延 長 $L$	-200
5 河川 編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						厚 さ $t$	-20
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50
						高 さ $h_1$	-50
						胸壁の高さ $h_2$	-30
						天 端 長 $l_1$	-50
						敷 長 $l_2$	-50
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	$\pm 50$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)</p> 		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。</p> 		

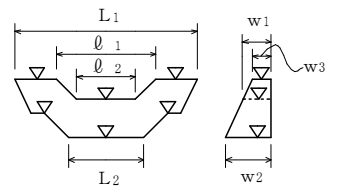
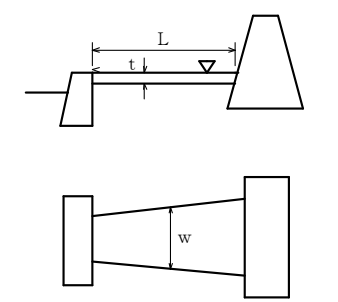
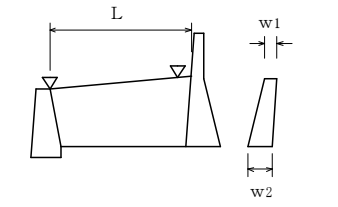
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	6		本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高さ $h_1, h_2$	$\pm 30$
						延 長 L	-50
5 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	7		燃料貯油槽工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50
5 河川編	6 排水機場	4 沈砂池 工	7		コンクリート床版工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	$\pm 30$
						延 長 L	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		

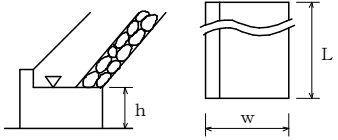
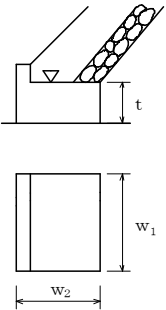
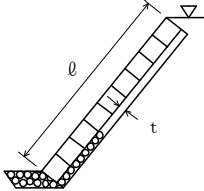
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
5 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6	1	本土工 (床固め本土工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						天端幅 $w_1$	-30
						堤幅 $w_2$	-30
						堤長 $L_1, L_2$	-100
						水通し幅 $\ell_1, \ell_2$	$\pm 50$
5 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	8	1	水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ $t$	-30
						幅 $w$	-100
						延 長 $L$	-100
5 河川編	7 床止め・床固め	4 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						天端幅 $w_1$	-30
						堤幅 $w_2$	-30
						長 さ $L$	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

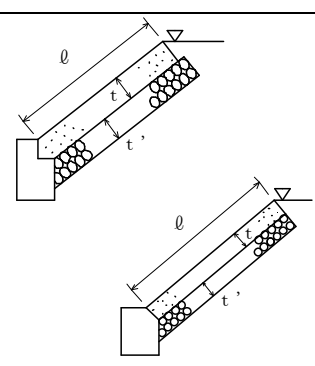
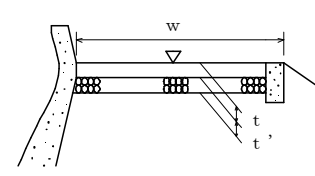
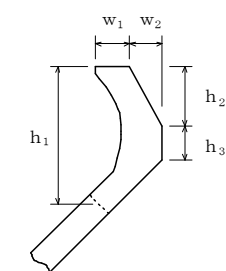
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 護岸基 礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	3 護岸基 礎工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 $w_1$ ブロック横幅 $w_2$	-20	
						延 長 L	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>ブロック個数 40 個につき 1 箇所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	4 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ $t$	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50	
						延 長 $L$	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 天端 被覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w$	-50	
						厚 さ $t$	-10	
						基 礎 厚 $t'$	-45	
						延 長 $L$	-200	
6 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	7 波返 工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高 さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50	
							高 さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100
						延 長 $L$		-200

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

単位：mm

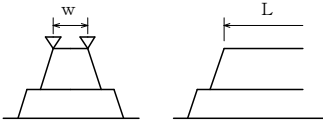
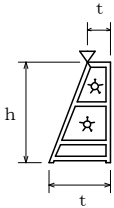
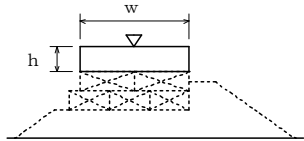
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
6	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	3	突堤基礎工	4	捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	
									表 面 均 し	±100	
									荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
										異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
									被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
										異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
									法 長 $\ell$	-100	
									天 端 幅 $w_1$	-100	
天 端 延 長 $L_1$	-200										
6	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	3	突堤基礎工	5	吸出し防止工	幅 $w$	-300		
								延 長 $L$	-500		
6	河川 海岸 編	2	突堤・ 人工岬	4	突堤本 体工	2	捨石工	基 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	
									異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300	
									法 長 $\ell$	-100	
									天 端 幅 $w_1$	-100	
									天 端 延 長 $L_1$	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		
<p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				
6	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	4	突堤本 体工	5	海岸コンクリートブ ロック工	基準 高 ▽	(層積)ブロック 規格 26 t 未満	±300	
									(層積)ブロック 規格 26 t 以上	±500	
									(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2	
										天 端 幅 w	-ブロックの 高さの 1/2
										天 端 延 長 L	-ブロックの 高さの 1/2
6	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	4	突堤本 体工	9	石砕工	基準 高 ▽		±50	
									厚 さ t	-50	
								高 さ h	h < 3 m	-50	
									h ≥ 3 m	-100	
										延 長 L	-200
6	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	4	突堤本 体工	10	場所打コンクリート工	基準 高 ▽		±30	
									幅 w	-30	
									高 さ h	-30	
									延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。延長は、センターラインで行う。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

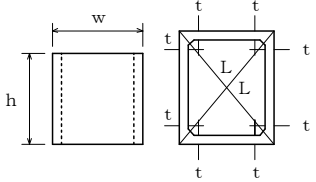
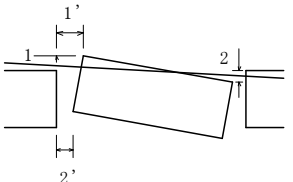
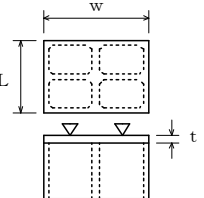
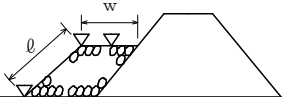
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラ ストの 基準 高▽	砕石、砂	±100
						壁 厚 $t_1$	コンクリート	±50
							幅 $w$	+30, -10
							高 さ $h_1$	+30, -10
							長 さ $L$	+30, -10
							底版厚さ $t_2$	+30, -10
							フーチング高さ $h_2$	+30, -10
							6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬
据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 以上 ±150							
	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下							
	ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下							
6 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高▽	陸 上	±30
						水 中	±50	
						厚 さ $t$	±30	
						幅 $w$	±30	
						長 さ $L$	±30	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
各室中央部 1 箇所			
底版完成時、各壁 1 箇所			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端 完成時、四隅			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端 底版完成時、各室中央部 1 箇所			
底版完成時、四隅			
据付完了後、両端 2 箇所			
据付完了後、天端 2 箇所			
1 室につき 1 箇所 (中心)			

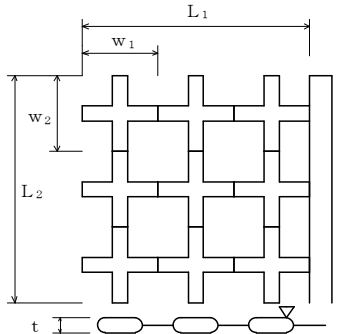
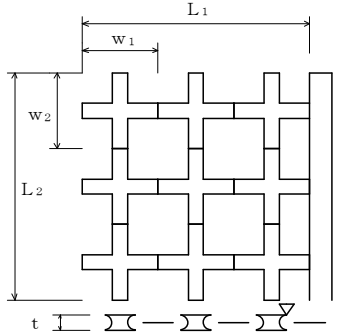
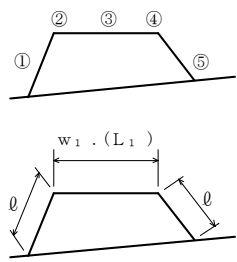
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	
						幅 w	+20, -10	
						高 さ h	+20, -10	
						長 さ L	+20, -10	
6 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下	
6 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30
6 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 根固 め工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形 <sup>△</sup> ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形 <sup>△</sup> ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ		-100
						天 端 幅 w		-100
						天 端 延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック 1 個に 2 箇所 (各段毎)		
1 室につき 1 箇所 (中心)		
施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。		
幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

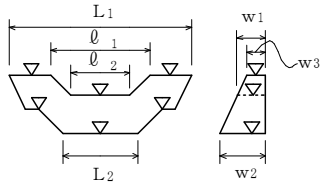
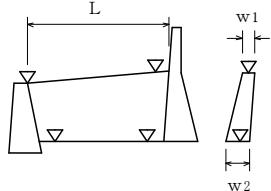
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
6	河川 海岸編	2	突堤・人工岬	5	根固め工	基準高 ▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
							厚 さ t		-20
							幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20
								乱 積	- t / 2
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200
乱 積	- t / 2								
6	河川 海岸編	2	突堤・人工岬	6	消波工	基準高 ▽	層 積	±300	
							乱 積	± t / 2	
							厚 さ t		-20
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>		-20
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>		-200
6	河川 海岸編	3	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3	捨石工	基準高 ▽	本 均 し		±50
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300
							法 長 ℓ		-100
							天 端 幅 w <sub>1</sub>		-100
							天 端 延 長 L <sub>1</sub>		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		1 施工箇所毎
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所。延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 箇所測定。</p>		
<p>施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		幅は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。

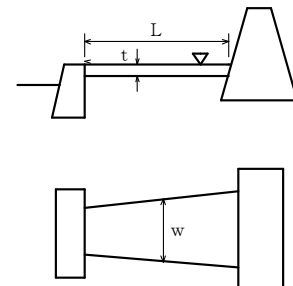
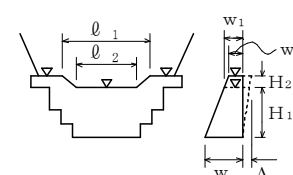
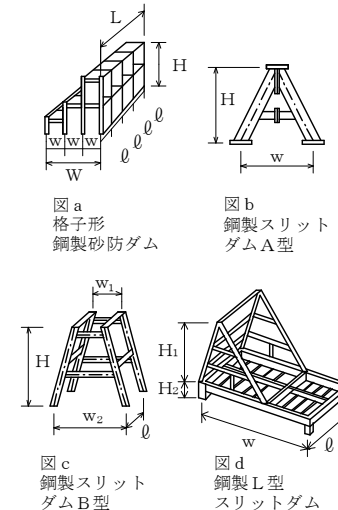
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
7	1	6	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						天端部 堤 幅 $w_1, w_3$ $w_2$	-30
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	$\pm 50$
						堤 長 $L_1, L_2$	-100
7	1	6	6		コンクリート側壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						幅 $w_1, w_2$	-30
						長 さ $L$	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所を測定。		
図面の表示箇所を測定。		
<ol style="list-style-type: none"> <li>図面の寸法表示箇所を測定。</li> <li>上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</li> <li>長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</li> </ol>		

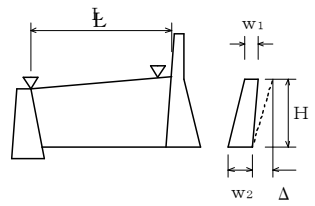
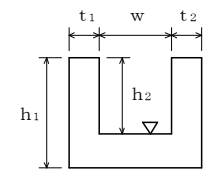
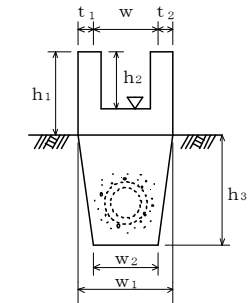
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	
						幅 w	-100	
						厚 さ t	-30	
						延 長 L	-100	
7 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$
						長 さ $l_1, l_2$	$\pm 100$	
						幅 $w_1, w_3$	$\pm 50$	
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_1$	
						袖 部	袖 高 $\nabla$	$\pm 50$
						幅 $w_2$	$\pm 50$	
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H_2$	
7 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L 格	$\pm 50$	
						堤長 $l$ 格・B・L	$\pm 10$	
						堤幅 W 格	$\pm 30$	
						堤幅 w 格・B・L	$\pm 10$	
						堤幅 w A	$\pm 5$	
						高さ H 格・B・L	$\pm 10$	
						高さ H A	$\pm 5$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		

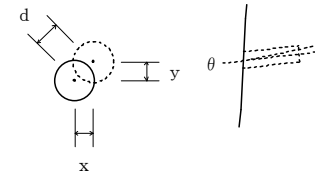
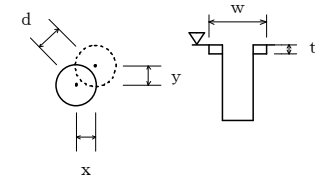
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
7 砂防編	1 砂防堰堤	7 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						長 さ L	$\pm 100$	
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$	
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$	
						高さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
7 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	
						幅 w	-30	
						高さ $h_1, h_2$	-30	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20	
						延 長 L	-200	
7 砂防編	3 斜面対策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20	
						幅 w	-30	
						幅 $w_1, w_2$	-50	
						高さ $h_1, h_2$	-30	
						深 さ $h_3$	-30	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ □	設計値以上
						配 置 誤 差 d	100
						せん孔方向 θ	±2.5度
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基 準 高 ▽	±50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻 立 て 幅 w	-50
						巻 立 て 厚 さ t	-30
7 砂 防 編	3 斜 面 対 策	8 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基 準 高 ▽	±50
						偏 心 量 d	D/4 以内 かつ 100 以内

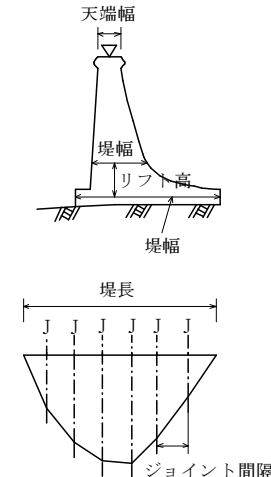
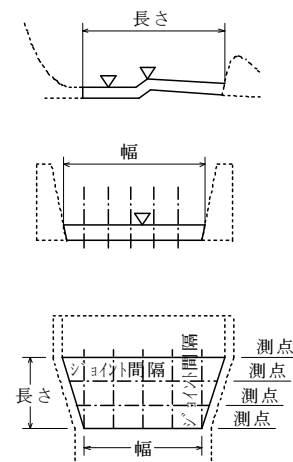
単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20
						天 端 幅	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	-100
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						幅	±40
						長 さ	-100, +60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。</p> <p>②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。</p> <p>（注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む）</p> <p>③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。</p> <p>④堤長は、天端中心線延長を測定。</p> <p>3.</p> <p>①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。</p> <p>②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。</p>	 <p>J：ジョイント</p>	
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交差点を測定。</p> <p>②長さ、各ジョイントごとに測定。</p> <p>③幅は、各測点ごとに測定。</p> <p>3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダ ム 編	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	±40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高は、各ジョイントごとに測定。</p> <p>②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。</p> <p>(注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む)</p> <p>③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。</p> <p>④堤長は、各測点ごとに測定。</p>	<p>J：ジョイント</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30
						ジョイント間隔	±20
						リ フ ト 高	±50
						長 さ	±100
						厚 さ	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。</p> <p>②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。</p> <p>(注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。</p> <p>③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>	<p>J：ジョイント</p>	

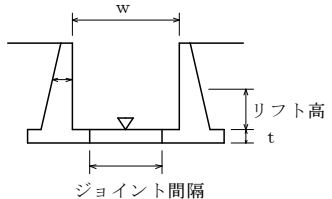
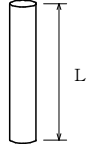
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	- 0
						外 側 境 界 線	- 0, + 500
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	- 0
						外 側 境 界 線	- 0, + 1000
						盛 立 幅	- 0, + 1000
8 ダム 編	2 フィル ダム	3 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	- 100
						外 側 境 界 線	- 0, + 2000

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		

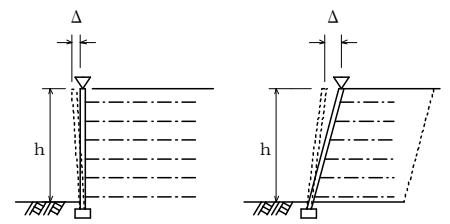
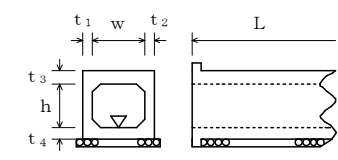
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 $\nabla$	±20
						ジョイント間隔	±30
						厚 さ t	±20
						幅 w	±40
						リフト高さ	±20
						長 さ L	±100
8 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

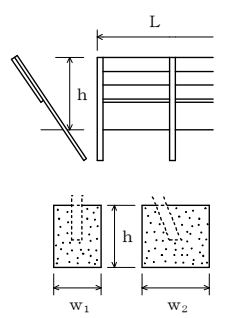
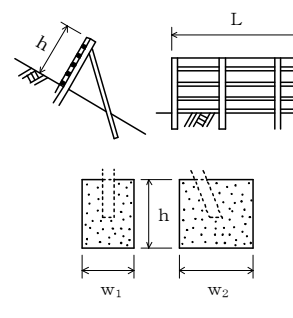
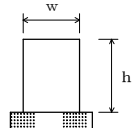
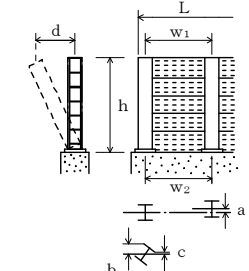
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
9 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$	
						材		$\pm 4 \cdots \ell > 10$	
9 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	7		補強土壁工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$		$\pm 50$	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50	
							$h \geq 3\text{ m}$	-100	
						鉛 直 度 $\Delta$		$\pm 0.03\text{ h}$ かつ $\pm 300$ 以内	
						控 え 長 さ		設計値以上	
						延 長 L		-200	
9 道路 編	1 道路 改良	7 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 $\nabla$		$\pm 30$	
						厚 さ $t_1 \sim t_4$		-20	
						幅 (内法) w		-30	
						高 さ h		$\pm 30$	
						延 長 L	$L < 20\text{ m}$	-50	
							$L \geq 20\text{ m}$	-100	
9 道路 編	1 道路 改良	9 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w		-200	
						延 長 L		-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
1 施工箇所毎		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
9 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30
							高 さ h	-30
9 道 路 編	1 道 路 改 良	9 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30
							高 さ h	-30
						アンカー長 $\ell$	打 込 み $\ell$	-10%
埋 込 み $\ell$	-5%							
9 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
9 道 路 編	1 道 路 改 良	10 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 $w_1, w_2$	±15
							ず れ a	10
							ねじれ b-c	5
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$
						高 さ h	+30, -20	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎 基礎 1 基毎 全数		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
施工延長 5 スパンにつき 1 箇所 1 施工箇所毎		

単位：mm

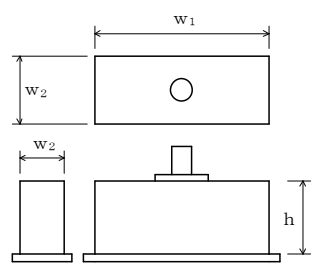
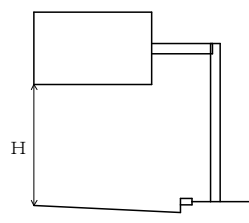
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
9 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10
							t ≥ 15cm	-45	-15
						幅	-100		—
9 道 路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	
						幅	-25	—	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m毎に 1 箇所割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2000 m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 80m毎に 1 箇所割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に 1 箇所コアを採取して測定。</p>		



単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	2 舗 装	4 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						延 長 L	-200
9 道 路 編	2 舗 装	6 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	$\pm 20$
						各 部 の 厚 さ	$\pm 20$
						各 部 の 長 さ	$\pm 30$
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	$\pm 20$
						厚 さ	—
						(アンカーボルト)	中 心 の ず れ
ア ン カ ー 長	$\pm 20$						
9 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30
						高 さ h	-30
9 道 路 編	2 舗 装	8 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 箇所 / 1 施工箇所		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
1 箇所 / 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		
基礎一基毎		
1 箇所 / 1 基		

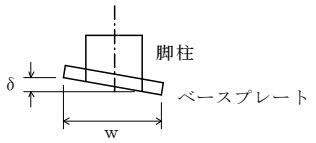
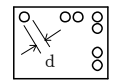
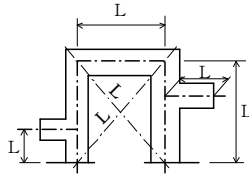
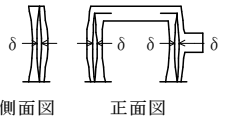
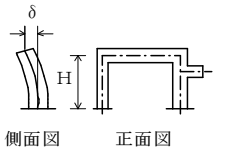
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道路 編	2 舗装	11 道路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200
9 道路 編	2 舗装	11 道路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高さ $h_1, h_2$	-30
9 道路 編	2 舗装	11 道路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
1箇所毎 ※印は、現場打ちの場合		
1箇所 / 1 施工箇所		

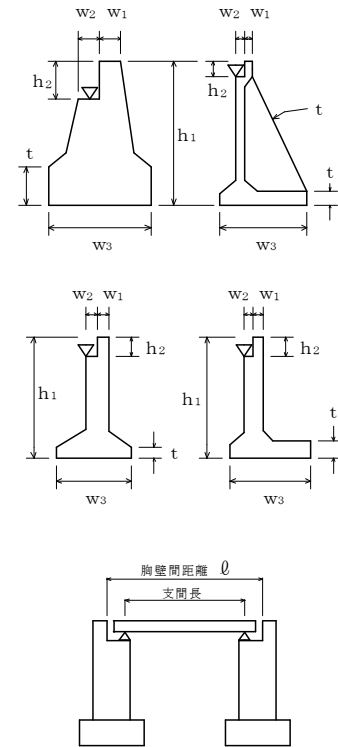
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
9	道	路	編	3	鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	
							ベースプレート	孔の位置	$\pm 2$
								孔の径 d	0 ~ 5
						仮 組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\dots 20m < L$	
							立 時	はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

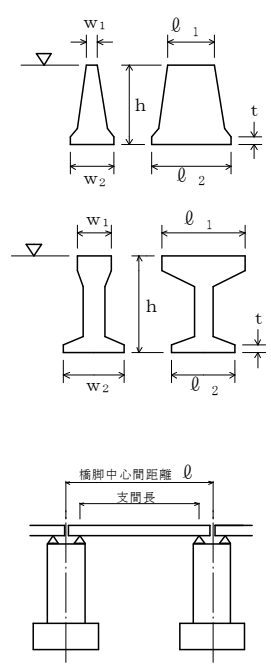
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
9	道	路	編		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	
						厚 さ t	-20	
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10	
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10	
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50	
						高 さ $h_1$	-50	
						胸壁の高さ $h_2$	-30	
						天 端 長 $l_1$	-50	
						敷 長 $l_2$	-50	
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$	
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20
							平 面 位 置	$\pm 20$
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値					
9	3	5	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$					
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20					
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50					
						高 さ h	-50					
						天 端 長 $l_1$	-50					
						敷 長 $l_2$	-50					
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$					
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20				
							平 面 位 置	$\pm 20$				
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

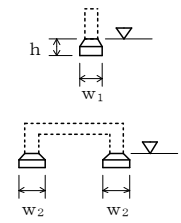
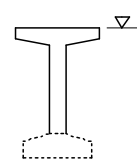
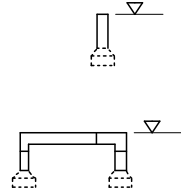
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	4	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 $w_1$	-20
						敷 幅 $w_2$	-20
						高 さ h	-50
						長 さ $\ell$	-20
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 (橋軸方向) w	-50
						高 さ h	-50
						長 さ $\ell$	-50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

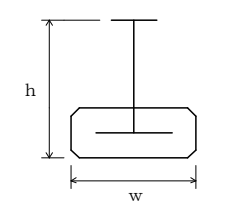
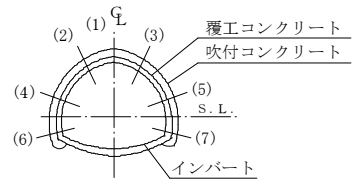
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						幅 $w_1, w_2$	-50
						高 さ $h$	-50
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$
9 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※ $\pm 5$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
9 道 路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	5 プレ ビーム 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	$\pm 5$
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 $\ell$ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	$0.8 \ell$
9 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の $1/3$ 以上を確保 するものとする。
9 道 路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 $\ell$ : スパン長		
施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		



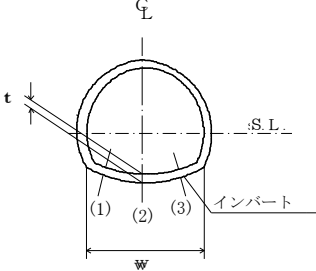
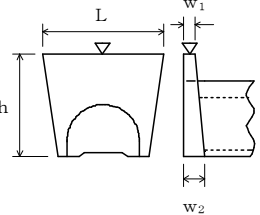
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50
						厚 さ t	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。                  (2) 厚さ                  (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。                  (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。                  (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。                  なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上の検測孔による測定を行う。                  ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。</li> <li>・なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	—	
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	
						幅 $w_1, w_2$	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$	-50
							$h \geq 3\text{ m}$	-100
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 幅は、施工 40mにつき 1 箇所。                      (2) 厚さ                      (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。                      (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
<p>図面の主要寸法表示箇所にて測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	-20
						延 長 L	—
9 道 路 編	7 ト ン ネ ル ( 矢 板 )	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-70
						高さ h (内法)	-70
						厚 さ t	-50
						延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。                  なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。                  (2) 厚さ                  (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点①～⑩で測定。                  (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点①～⑩の巻厚測定を行う。                  ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦については上半のセントルの間隔程度でよい。                  (ハ) せん孔による巻厚の測定は図の①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。                  なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。                  ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	7 ト ン ネ ル ( 矢 板 )	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	設計値以上
						延 長 L	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点 (1)～(10) で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点 (1)～(10) の巻厚測定を行う。</p> <p>ただし、上半断面先進工法の場合 (4)～(7) については上半のセントルの間隔程度でよい。</p> <p>(ハ) セン孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 箇所、(2)～(3) は 100m に 1 箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 箇所以上のセン孔による測定を行う。</p> <p>ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督職員の指示により間隔を拡げることができる。</p>		

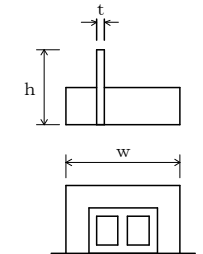
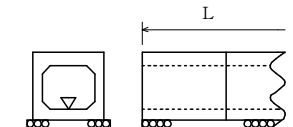
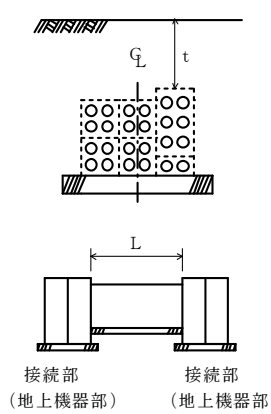
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$
						厚 さ t	-20
						内 空 幅 w	-30
						内 空 高 h	$\pm 30$
						ブロック長 L	-50
9 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20
						幅 w	-20
						長 さ L	-20
9 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
9 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

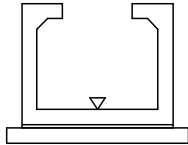
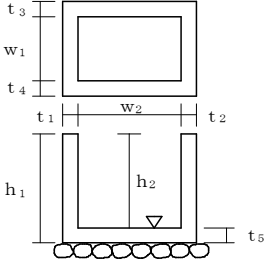
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道路編	12 共同溝	5 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20
						幅 w	±50
						厚 さ t	-20
9 道路編	12 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
9 道路編	13 電線共同溝工	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		
接続部 (地上機器部) 間毎に 1 箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		

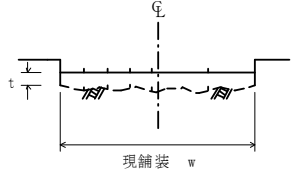
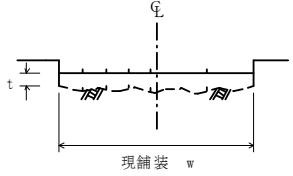
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
9 道 路 編	13 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 $w_1, w_2$	-30
						※高 さ $h_1, h_2$	-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1箇所。		
1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		

単位：mm

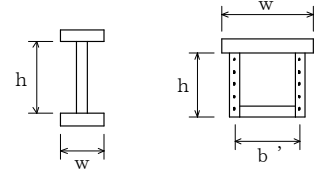
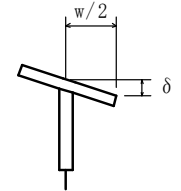
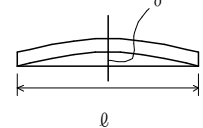
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )
9	15	4	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	-	3mプロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下
9	15	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30
							幅 w	-50
							延長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所/施工箇所とする。延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>幅は延長80m毎に1箇所/割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。</p>		



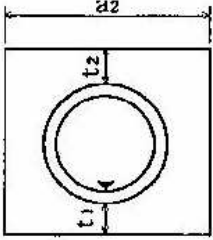
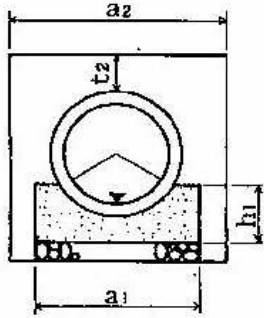
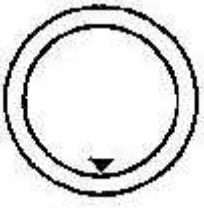
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
9	17	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$
						腹板高 h (m)	$1.0 < w \leq 2.0$
						腹板間隔 b' (m)	$\pm (3 + w / 2) \dots 2.0 < w$
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$
					圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell / 1000$	

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた          トラス弦材</p>	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 $\ell$ ：部材長 (mm)		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
11 下水道編	管路工	管渠布設工等			碎石及び砂基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						中 心 線	左右共 50
						幅 $a_2$	-30
						厚 さ $t_1, t_2$	-30
						勾 配	-
						延 長 L	-100
11 下水道編	管路工	管渠布設工等			コンクリート基礎	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$
						中 心 線	左右共 50
						幅 $a_1$	-30
						幅 $a_2$	-30
						高 さ $h_1$	-30
						厚 さ $t_2$	-30
						勾 配	-
						延 長 L	-100
11 下水道編	管路工	推進工			掘進	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$
						中 心 線	左右共 100
						勾 配	-
						延 長 L	-100
11 下水道編	管路工	推進工			掘進 (小口径)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$
						中 心 線	左右共 100
						勾 配	-
						延 長 L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 20mにつき 1 箇所以上 成果図に基づく マンホール間を測定		
施工延長 20mにつき 1 箇所以上 成果図に基づく マンホール間を測定		
施工延長 20mにつき 1 箇所以上 成果図に基づく マンホール間を測定		
1 スパン 2 箇所 (両端) 成果図に基づく マンホール間を測定		

# 品質管理基準及び規格値

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材）	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」附属書3による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIA A 1141	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		混混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書3  回収水の場合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/1以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/1以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上  塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。  工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。  ・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○  ○	
		製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(ブランド)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			連続ミキサの場合: 土木学会標準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
	施工	必須		塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	○
				単位水量測定	レディミクストコンクリート単位水量測定要領及び品質管理基準(案)について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。 なお、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまでとは、2回連続して配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。	○
				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランプ2.5cm:許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランプ8cmを標準とする。	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本(σ700・3本、σ2800・3本)とする。(早強セメントを使用する場合には、必要に応じてσ3000・3本についても採取する)	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 原則として、JIS Q 1011(分野別認証指針レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許公差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
2 ガス圧接	施工前試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2 mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が2.5 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工(ただし、いづれの工種についてもPCは除く。)及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパト類、トンネルについては目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いづれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。) また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は工事監督員と協議するものとする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。		
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。		
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる縮付け傷等)と認められる欠陥があってはならない。	(2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。				

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等</li> <li>ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、折れ曲がりがない	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も工事監督員の承諾を得る。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ・⑤は、著しい折れ曲がりが生じた場合は、再加熱して修正し、外観検査を行う。又、著しい焼き割れおよび垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う			
				熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害(著しい折れやボルトによる締付け傷等)と認められる欠陥があってはならない。		(2)SD490の鉄筋を圧接する場合、SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。				
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、工事監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。			
3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○		
			施工	必須	外観検査(鋼管杭) 【円周溶接部の目違い】	JIS A 5525	外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。(許容値×π以下)	
					鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)							

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の3類以上	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験	比重の測定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	
4 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	粒状路盤：修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR 30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○



平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2-3-4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m <sup>2</sup> につき 1 個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4		・中規模以上の工事：随時	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 下層路盤	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・確認試験である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
5 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びBMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装試験法便覧 2-3-2	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 2-3-4	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-3-3	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装試験法便覧 4-9-5	1.50kg/L以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3	最大乾燥密度の93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000㎡につき1個) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・締固め度及び密度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
	その	平板荷重試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。				
6 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕 2.9Mpa（アスファルト舗装）、 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装試験法便覧 1-3-5、1-3-6	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
施工	必須		粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	最大乾燥密度の93%以上。 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000m <sup>2</sup> につき1個） ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・縮み度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
		その	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装試験法便覧2-5-4、2-5-5	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。		
8 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装試験法便覧 3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの水浸膨張試験	舗装試験法便覧 3-4-12	4%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装試験法便覧 3-4-13	1/4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧 3-4-17	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○



工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
8 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-10	舗装施行便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			60℃粘度試験	舗装試験法便覧 3-5-11	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表 3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3-5-17	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
ブランド	必須		粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
8 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道の基準密度については、設計図書による。	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m <sup>2</sup> につき1個)。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・但し、橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。		
			外観検査 (混合物)	目視	随時				
	その他	その他	すべり抵抗試験	舗装試験法便覧 6-5	設計図書による	舗設事線毎200m毎に1回			
	9 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
				マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
				ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえすおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。	
コンクリートの曲げ強度試験				JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。			
その他		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
骨材の単位容積質量試験		JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m <sup>3</sup> 、粗骨材500m <sup>3</sup> ごとに1回、あるいは1回/日。		○			
骨材の密度及び吸水率試験		JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○			
粗骨材のすりへり試験		JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○			
粗骨材中の軟石量試験		JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○			
砂の有機不純物試験		JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○			
モルタルの圧縮強度による砂の試験		JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○			
骨材中の粘土塊量の試験		JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○			
骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験		JIS A 5308の附属書2	0.5%以下	工事開始前、材料の変更時		○			
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○			

平成21年度 品質管理基準(案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度平均値からの差: 7.5%以下 空気量平均値からの差: 10%以下 スランプ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/2の場合: コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。
マーシャル突き固め試験	舗装試験法便覧別冊 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%			1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわらなければならない。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上			2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。			
温度測定(コンクリート)	JIS Z 8710				2回/日(午前・午後)以上			

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	施工	必須	現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回 (横断方向に3箇所)		
			コアによる密度測定	舗装試験法便覧別冊			1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定	
10 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 グラス アスファルト舗装	材 料	必 須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m2を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 グラス アスファルト 舗装	材料	必須	針入度試験	JIS K 2207	15～30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	240℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○



平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 グラス アスファルト 舗装	材料	必須	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm <sup>3</sup>	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
フラン	必須	貫入試験40℃	舗装試験法便覧 5-3-3	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。			○
		リュエル流動性試験240℃	舗装試験法便覧 5-3-4	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。			○
		ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。			○
		曲げ試験	舗装試験法便覧 3-7-5	破断ひずみ（-10℃、50mm/min） 8.0×10 <sup>-3</sup> 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。			○
		粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000 t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
10 グラス アスファルト舗装	プラン	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石 粉：常温～150℃	随時			○
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
	11 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
CBR試験				舗装試験法便覧 1-6-1 舗装試験法便覧 1-6-2	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			
施工		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。	500㎥につき1回の割合で行う。但し、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≤100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎥を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				T S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とす2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
				ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。	延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。			
		たわみ量	舗装試験法便覧 7-2 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。			

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法	最大乾燥密度の90%以上。	500 <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 但し、1,500 <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	【締めめ度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。			1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000 <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。				
	TS・GPSを用いた盛土の締め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					
	ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4			沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
	その他				平板荷重試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
					現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	確認試験である。	
					含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
					たわみ量	舗装試験法便覧7-2 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	確認試験である。	
	13 固結工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。			
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日				
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。				
			多サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で荷重と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。			
			1サイクル確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで荷重した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。			
	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2000)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオンテスト等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、工事監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。				

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			T S ・ G P S を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
16 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○		
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○		
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○		

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
16 吹付工	材料	その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
	ラフ	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-1 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。				
施工	その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。 またレディーミクストコンクリート工場（JIS表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）を監督員と協議の上また、特記仕様書の規定により行う。			
		スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。			

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
16 吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JSCF F561-1999	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
17 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材）	○
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		その他	回収水の水質試験	JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。			
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
		その他	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験 JIS A 1107	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。 品質に異常が認められた場合に行う。		
18 河川・海岸土工	材料	必須その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
18 河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000 $\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 ・砂質土 $25\% \leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $2\% < V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
		コーン指数の測定	舗装試験法便覧 1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。		
19 砂防土工	材料 施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : JIS A 1214 JIS A 1210 A・B 法 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装試験法便覧 1-7-2	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、5,000 $\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 ・砂質土 $25\% \leq 74\mu\text{m} < 50\%$ の場合 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $2\% < V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
		T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				



平成21年度 品質管理基準(案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。	・路体：当初及び土質の変化した時。 ・路床：含水比の変化が認められた時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。		
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径>53mm：舗装試験法便覧1-7-2	・路体：最大乾燥密度の85%以上。 ・路床：最大乾燥密度の90%以上。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
					または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【締固め度による管理】 路体・路床とも1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。  【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 Va≦15% ・粘性土 Va≦10% 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
					T・S・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		ブルーフローリング	舗装試験法便覧1-7-4		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。			
	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	確認試験である。			
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		降雨後又は、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。			
	コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。		トラフィックビリティが悪いとき。	確認試験である。			
	たわみ量	舗装試験法便覧7-2(ベックマンビーム)	設計図書による。		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。			
21 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は工事監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7~2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石：約2.5~2g/cm <sup>3</sup> ・軟石：約2g/cm <sup>3</sup> 未満	○	
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は工事監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
21 捨石工	施工	必須	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m <sup>3</sup> 以下は工事監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm <sup>2</sup> 以上 ・準硬石：980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 ・軟石：980.66N/cm <sup>2</sup> 未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割で行う。但し、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は工事監督員承諾を得て省略できる。	○
22 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~3	絶乾密度：2.5以上 吸水率：2002年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
		その他	粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材：0.5%以下 粗骨材：1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		その他	回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 コンクリートダム	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須		塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う。	
			単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
22 コンクリートダム	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許公差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロックリフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。		
			温度測定 (気温・コンクリート)	JIS Z 8710		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123	設計図書による。	1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～3	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ細骨材)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート (NATM)	材 料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○		
	製 造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
細骨材の表面水率試験			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		
	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			単位水量測定	レディーミクストコンクリートの品質確保について	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> /日以上の場合； 2回/日 (午前1回、午後1回)、または構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20から150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6本 (σ700・3本、σ2800・3本) とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			その	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	
	その	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	目地間 (ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所) で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は工事監督員と協議するものとする。	
			その	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24 吹付け コンクリート (NATM)	材 料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 5308の附属書3	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 5308の附属書2	細骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下 粗骨材： コンクリートの外観が重要な場合0.5%以下 その他の場合1.0%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合	スラグ細骨材、高炉スラグ粗骨材には適用しない。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
24 吹付け コンクリート(NATM)	材 料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308付属書3	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
	製 造 (プ ラ ン ト)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差： 7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
	施 工	必 須	塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502.503）または設計図書の規定により行う。		
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
空気量測定				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				



平成21年度 品質管理基準(案)

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25 ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査(ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
					モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回	
					ロックボルトの引抜き試験	参考資料 ロックボルトの引抜き試験	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧2-3-1	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
				土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 資表-4.7 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧2-5-3	基準密度の93%以上。	1,000㎡に1回			
				土の一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-1	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				CAEの一軸圧縮試験	舗装試験法便覧3-8-2	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日		
27 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		
				旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物の密度試験	舗装試験法便覧3-7-7		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物の最大比重試験	舗装試験法便覧3-9-5		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧3-9-6		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				既設表層混合物のふるい分け試験	舗装試験法便覧3-4-3		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
				新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
27 路上表層再生工	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	96%以上	1,000㎡につき1個	空率率による管理でもよい。	
			温度測定	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	-0.7cm以内	1,000㎡毎		
		その	粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		ファイラーのフロー試験	舗装試験法便覧3-4-15	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
		製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装試験法便覧3-4-17	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) : 30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			引火点試験	JIS K 2265	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			タフネス・テナシティ試験	舗装試験法便覧 3-5-17	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
28 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			ブランド	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
					粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上、1000m <sup>3</sup> 未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○		
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時			○	
	その他		ホイールトラック試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○	
		カンタブロ試験	舗装試験法便覧別冊 1-1-2T	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
28 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現	必須	温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			現場透水試験	舗装試験法便覧別冊 1-1-3T 舗装試験法便覧 5-4-1	X <sub>10</sub> 1000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000㎡ごと。			
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 5-3-6	基準密度の94%以上。 歩道箇所：設計図書による	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10000㎡未満 ②使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上、3000 t 未満（コンクリートでは400㎡以上、1000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 路盤：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			外観検査（混合物）	目視		随時			
29 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装試験法便覧 3-4-3		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○	
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法便覧 3-9-6	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○	
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1 日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1 日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめ	○	
			再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	
			再生アスファルト 量	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
			粒度（75 μ mフルイ）	舗装試験法便覧 3-4-3 舗装試験法便覧 3-9-6	75 μ mふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μ m：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
			再生アスファルト 量	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.8.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
			水浸マーシャル安定度試験	舗装試験法便覧 3-7-4	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装試験法便覧 3-7-3	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○	
	舗設	必須	外観検査（混合物）	目視		随時			
			温度測定（初期締固め前）	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1,000㎡につき1個）。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。			
ラベリング試験	舗装試験法便覧 3-7-2	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○				

平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
30 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材：50 $\mu$ mRy以下 二次部材：100 $\mu$ mRy以下		表面あらさとは、JIS B 0601に規定する表面の粗度をあらわし、50 $\mu$ mRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）				
31 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。	試験片の形状：JIS Z 2202 4号 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		



平成21年度 品質管理基準(案)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
31 溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	道路橋示方書・同解説による	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	RTの場合はJIS Z 3104による。 UTの場合はJIS Z 3060による。		
			外観検査（余盛高さ）	・目視 ・ノギス等による計測	道路橋示方書・同解説による			
			外観検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視 ・ノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズおよびのど厚は、指定すみ肉サイズおよびのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズおよびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。			
			外観検査（アンダーカット）	・目視 ・ノギス等による計測	アンダーカットの深さは、0.5mm以下でなければならない。			
			外観検査（オーバーラップ）	・目視 ・ノギス等による計測	あってはならない。			
			外観検査（ビード表面の不整）	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観検査（アークスタッド）	・目視 ・ノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グライNDER仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）をこえてはならない。			
その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	われなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。			
32 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（主部材・代表部）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査（主部材・その他）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			外観検査（付属部材）	帳票確認		すべての項目がミルシートで照合して全て一致すること。		
			機械試験			JISによる		